

建設経済常任委員会

平成22年3月11日（木曜日）

建設経済常任委員会

平成22年3月11日(木曜日)

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1号 平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 6号 平成22年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7号 平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8号 平成22年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第10号 平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第11号 平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第14号 平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第15号 平成21年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第26号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 旭市土地開発公社定款の変更について
- 議案第35号 指定管理者の指定について
- 議案第36号 市道路線の認定、廃止及び変更について

《付託陳情》

- 陳情第 2号 最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情
- 陳情第 4号 食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情

出席委員(7名)

委員長	滑川 公英	副委員長	平野 忠作
委員	高橋 利彦	委員	日下 昭治
委員	嶋田 哲純	委員	伊藤 保

委員 宮澤 芳雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（2名）

議長 林 一哉

議員 飯嶋 正利

説明のため出席した者（27名）

副市長 増田 雅男

商工観光課長 神原 房雄

農水産課長 林 清明

建設課長 北村 豪輔

都市整備課長 伊藤 恒男

下水道課長 佐藤 邦雄

農業委員会
事務局 会長 伊藤 浩

水道課長 横山 秀喜

国民宿舎
支配人 堀川 茂博

その他担当員 18名

事務局職員出席者

事務局長 加瀬 寿一

事務局次長 石毛 健一

主査 穴澤 昭和

開会 午前 9時30分

委員長（滑川公英） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。1年間よろしくお願ひいたします。

ここで、委員会を開会する前に当たり、あらかじめご了承願ひます。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願ひます。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、林議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（林 一哉） おはようございます。

建設経済常任委員会の委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、去る3月4日に本会議におきまして当委員会に議案を付託いたしました13議案と、それと陳情2件について審査をしていただくわけでございますけれども、どうか十二分に審議をしていただきまして、ひとつご理解を賜りますように私からもお願いをいたしまして、簡単ではございますけれども、あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりごあいさつをお願いいたします。

副市長（増田雅男） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、ご苦労さまでございます。また、委員の皆様、また林議長さんには大変ご苦労さまでございます。

本日、委員会に審査をお願いいたします案件は、議案第1号、平成22年度の一般会計予算の所管事項、議案第6号、22年度下水道事業特別会計予算、議案第7号、22年度農業集落排水事業特別会計予算、議案第8号、22年度水道事業会計予算、議案第10号、22年度の国民宿舎事業会計予算、議案第11号、21年度の一般会計補正予算の所管事項、議案第14号、21年度下水道事業特別会計補正予算、議案第15号、21年度水道事業会計補正予算、議案第26号、旭市立公園条例の一部改正、議案第28号、国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部

改正、議案第32号、土地開発公社定款の変更、議案第35号、あさひパークゴルフ場の指定管理者の指定、議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更の13議案でございます。また、この後、現地視察を予定されているとのことでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からのご質問に対しましては簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしく審査をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ご苦労さまでございます。

委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

委員長（滑川公英） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託された議案は、議案第1号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、平成22年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成22年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、議案第15号、平成21年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市土地開発公社定款の変更について、議案第35号、指定管理者の指定について、議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更についての13議案であります。

ここでおはかりいたします。ただいまから本委員会に付託されました議案の審査に入るわけではございますが、初めに付託議案に関係します現地視察を行い、その後に議案の審査をしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（滑川公英） ご異議ないようでございますので、そのようにしたいと思います。

それでは、付託議案に関係します現地視察のため午後1時まで休息いたします。どうもご苦労さまでした。

休憩 午前 9時35分

再開 午後 1時 0分

委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、飯嶋正利議員より本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休息いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時 1分

（傍聴者入室）

再開 午後 1時 1分

委員長（滑川公英） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案の審査に入ります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課所管の平成22年度の予算の補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について主な内容を説明いたします。29ページをお開きください。

29ページ、14款4目労働費県補助金、説明欄1、緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金でございます。これにつきましては、厳しい雇用情勢の中、市の各課7課にまたがりまして10事業に対して48人の雇用を見込み、6,937万3,000円を予定いたしました。この事業は21年から23年までの継続事業で、3年間の総額は、12事業、9,618万6,000円、75人の雇用となり

ます。補助率は10分の10でございます。

次の説明欄の2、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金1,371万7,000円は新規でございます。アンテナショップ運営費用に充てるもので、上記の緊急雇用の事業と同様に23年までの継続事業で、補助率は10分の10です。

次に、歳出について説明をいたします。140ページをお開きください。

5款労働費でございます。22年度総額につきましては3,392万1,000円、前年度に対しまして116万9,000円、3.6%の増でございます。

141ページをお願いいたします。

説明欄3、働く婦人の家活動費につきましては、各講座で34講座、286回、734人を予定しているところでございます。

次に、7款商工費になります。166ページをお開き願います。

7款商工費でございます。総額は、22年度は3億7,773万4,000円、前年に対しまして2.8%、1,018万6,000円の増というふうになります。増の主な内容につきましては、商工振興費で、先ほど歳入で申し上げましたけれども、ふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業の実施によるものでございます。

主な内容を申し上げます。

166ページ、説明欄3、消費者保護対策事業で、消費者相談の現状に合わせまして、相談窓口を現在の週2回から週4回に拡大し、相談体制の充実・強化を図るものでございます。

次に、168ページをお願いします。

説明欄2、中小企業金融対策事業の貸付金、中小企業金融対策資金預託金1億円でございます。これは、市の中小企業資金融資制度に基づきまして中小企業者が市内の金融機関から融資を受けるに当たり、あらかじめ市が市内の6金融機関に預託を行うもので、1億円を預託しまして10倍の10億円までの融資が可能となるものです。世界的な金融危機による中小企業者の資金繰りの悪化により、経営基盤の強化を図る業者が増えてきていることから、経済対策の一環として、昨年から市においても預託金を2,000万円増額しまして1億円としたものでございます。また、こういった危機的状況ということで、融資利率につきましても金融機関と協議をいたしまして、0.2%落ちで融資ができることになったものでございます。この背景といたしましては、国のセーフティネット資金借り入れのための市の認定状況も大幅に増えております。これは本会議でも申し上げました。改めて申し上げますと、19年が36件だった認定件数につきましては、20年度は231件、21年度は350件という部分で推移している

ところでございます。

次の説明欄 3、ただいま説明した内容でありますので、制度資金の利子補給事業の旭市中小企業融資資金利子補給補助金につきましても、市の制度資金の融資枠の拡大に併せまして、貸付金に対する利子補給補助金も増額をいたしました。利子補給率は年2.5%でございます。

次の説明欄 4、商業活性化推進事業の主なものにつきましては、旭市商店街振興事業補助金で1,308万円、これは、商店街の活性化を図るための期限付きプレミアム商品券の発行費用1,000万円が主なものでございます。

次の説明欄 5、中心市街地活性化対策事業につきましては、中心市街地の空き店舗の活用でありまして、まちかどギャラリー銀座の管理運営の費用と、その下段、19節、旭市空き店舗活用事業補助金で10万円は、中心市街地活性化委員会が実施するチャレンジショップ等空き店舗対策への運営補助金でございます。

170ページになります。

説明欄 7、ふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業、これも本会議で申し上げましたけれども、新規事業ということで、改めて申し上げたいと思います。予算額は1,371万7,000円、これにつきましては、雇用の創出と市街地の活性化を図るため、空き店舗を活用し、市の特産品のよさを広く市内に情報発信していくアンテナショップを開設するものでございます。事業期間は22年、23年の2年間、運営団体につきましては商業団体に委託をし、雇用する人数は店長を含め3人、出店場所は中心市街地の空き店舗を予定し、特産品としての取り扱い商品につきましては、商業団体、農業団体などの関係機関と運営会議を持って決めていきたいというふうに思っております。

次の説明欄 8、企業誘致促進事業、19節負担金補助及び交付金1,100万円、これは、鎌数工業団地、新田地区、新産業パークでございますけれども、そこへの企業誘致の事務費用と企業誘致奨励助成金であります。

次に、3目観光費につきましては特に変わったところはありませんが、172ページ、お願いします。観光施設管理費で15節工事請負費の解体工事につきましては、飯岡バイパスに設置してありますイルカのモニュメントが老朽化したため、撤去するものでございます。

次の説明欄 3、観光イベント事業は、13節委託料で新規のものは、一番下段のイベント開催業務委託料で、袋公園桜まつりに係るものでございます。

説明欄 4、観光施設整備事業112万9,000円につきましては、観光案内板の作成委託料で、飯岡駅前広場に1基設置するものです。

最後に、175ページになります。

説明欄7、長熊釣堀センター管理費につきましては、施設がリニューアルいたしまして1年たったということで、さらに釣果を増やし大勢の釣り人に来ていただくため、176ページになりますけれども、この消耗品でございます。消耗品にヘラブナの購入料8トンを予定するものでございます。

以上でございます。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 6款農林水産業費の主な事業について説明をさせていただきます。少し長くなるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

予算書の146ページをお開きください。

説明欄3、農村公園維持管理費は、市内に造成されている農村公園等の維持管理に係る経費でありまして、下のページ、13節委託料のアメニティ公園維持管理委託料は、琴田地先のアグリポケットパーク及び仁玉地先のアメニティ公園の維持管理を業者に委託するため、それから、農村公園維持管理委託料は、東足洗、西足洗、鎗木、松沢及び清滝ため池の農村公園の維持管理を地元区等に委託するための経費であります。

また、15節工事請負費の公園改修工事は、東足洗農村公園において、老朽化の著しいベンチを計画的に改修していくもので、新年度22年度はベンチ3基を予定しております。

次に、148ページをお開きください。

説明欄2、農業後継者育成事業の下のページ、19節負担金補助及び交付金の就農者研修支援事業補助金は、市内で就農のための農業研修を行う者と、市外からの農業研修を受け入れる本市農業者に研修生1人当たり月2万円を補助するもので、22年度は8人の研修生を見込んでおります。

次の149ページをご覧ください。

説明欄5の水田農業構造改革推進事業の19節負担金補助及び交付金の水田農業構造改革推進事業補助金のうち、本市で力を入れております飼料用米に対する補助は、国の米戸別所得補償モデル事業の実施により飼料米の生産が増えると考え、21年度当初の40ヘクタールに対し70ヘクタールを見込みました。

続いて、150ページをお開きください。

説明欄8のこだわり旭ブランド創出支援事業は、新規事業でありまして、農水産物の付加価値をつけての販売促進活動や新たな商品開発などに支援するもので、事業費の2分の1、

50万円を限度に5年間補助しようというものであります。初年度は5団体の申請を見込んでおります。

説明欄10、「園芸王国ちば」強化支援事業補助金は、生産力の向上や省力化等を図るため、認定農業者等が行う生産施設の整備及び管理機械等の導入に支援するもので、22年度は、ハウスが19件、約3万1,000平方メートル、事業費3億8,708万円、共同利用機械が1件で事業費114万6,000円を予定いたしました。補助率は、ハウスが4分の1以内、共同利用機械が3分の1以内であります。

下のページ、説明欄11の農業活性化推進事業の19節の真ん中辺り、ベンチャー農業支援事業補助金は、新しい栽培技術の開発や新品種の導入など意欲のある取り組みを行う農業者を支援するもので、事業費の2分の1、15万円を限度に補助するものであります。22年度は6件を予定しました。

152ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進事業の下のページ、19節負担金補助及び交付金の農業経営基盤強化促進事業補助金は、国の食料・農業・農村基本計画に沿って担い手の育成支援を行う担い手育成総合支援協議会を平成19年度に設置し、国からの直接補助を受け、さまざまなソフト事業を展開してまいりましたが、平成22年度は国からの補助がないこととなったため、市から補助し、事業の継続を図るものであります。ソフト事業の内容は、農業者の各種研修会や講演会、トップセールスや見本市商談会などのPR活動の実施であります。

同じページ、説明欄14の都市農村交流事業の都市農村交流ステーション改修工事は、海上地区岩井にあります都市農村交流ステーションの正面入り口について、大雨時に雨水が建物内に流入しやすい構造となっていたため、風よけ室を設け、雨水の流入を防ぐための工事を実施するものであります。

その下の説明欄15、農水産物直売施設整備事業は新規事業でありまして、市長の施政方針にもありましたとおり、農水産物の販売促進、商工業と連携した地産地消を図るための直売施設等の整備に向け検討を進めるための経費を計上したもので、平成22年度は整備検討委員会を立ち上げ、視察等を行いながら検討してまいります。なお、委員につきましては、農業及び農産物加工、水産及び水産加工、直売、商工業者、農協、市役所関係課などから委嘱したいと考えております。

155ページをお願いします。

説明欄1の畜産振興事務費の24節、株式会社千葉県食肉公社出資金は、食肉公社から今後、

千葉県食肉流通合理化計画に沿って各種整備事業を実施することとなるため、これに備え資本を増強したい旨の申し出と依頼があったものに応えるもので、今回の増資予定1,000株、5,000万円のうち600株、3,000万円を購入、出資するものであります。今回の増資により市の持ち株は、3,600株、26.6%となる見込みであります。

次の156ページをお開きください。

畜産振興費の説明欄3、地域バイオマス利活用推進事業の家畜排せつ物利活用施設整備事業補助金は、畜ふんを有効活用する取り組みに対する補助で、2組合を予定しております。事業の内容は、いずれも発酵、浄化のための施設整備や散布機械等の導入であります。

次の157ページ、説明欄5、経営体育成基盤整備事業の19節、経営体育成基盤整備事業負担金は、富浦地区と飯岡西部地区のほ場整備事業の負担金でありまして、飯岡西部地区では、補助事業の採択、県の施行決定を受けて平成22年度に行われる予定の測量や換地設計に要する経費6,300万円の10%を見込んでおります。

158ページをお開きください。

説明欄7、仁玉川改修事業の19節、仁玉川改修事業負担金は、築造後約30年を経て劣化の著しい護岸擁壁の改修工事が平成22年度から実施される見込みとなったことから、事業の地元負担分を大利根土地改良区とともに応分に負担するものであります。なお、負担割合は、国50%、県25%、大利根10%、市15%となっております。

同じページ、説明欄9、広域営農団地農道整備事業の19節、広域営農団地農道整備事業負担金は、東総台地2期地区及び東総西部2期地区の農道整備事業に対する負担金でありまして、東総台地は岩井地先、東総西部は秋田地先と琴田地先で整備が実施される予定であります。

少し飛んで162ページをお開きください。

水産業総務費の説明欄5、漁港改修事業の19節負担金補助及び交付金は、飯岡漁港及び栗山川漁港における改修工事費の負担金でありまして、いずれも堆積した砂のしゅんせつ工事が主なものであります。

漁港管理費の説明欄1、みなと公園管理費の下のページ、163ページの15節、植栽工事は、みなと公園外周に設置されている花壇について、当初植えられていた植物のほとんどが枯れたり他の植物に負けてしまっている状況であることから、この植え替えに係る工事費を見込んだものであります。

同じページ、漁港建設費の説明欄1、水産基盤整備事業の19節、地域漁港整備事業負担金

は、飯岡漁港における外西防波堤改良工事と航路しゅんせつ事業の負担金であります。

以上で農水産課所管の主な事業についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

委員長（滑川公英） 建設課長。

建設課長（北村豪輔） それでは、建設課所管の予算説明を行いたいと思います。

178ページから土木費になります。

178ページから土木費になりますけれども、179ページの説明欄3と4ですが、飯岡駅、倉橋駅の駅前広場の維持管理費で、ほとんどがトイレの維持管理費であります。

続きまして、180ページから181ページ、国土調査であります。これは地籍調査でありまして、181ページの説明欄13の委託料があります。場所は、鎌数地先を調査するものであります。

続きまして、182ページから184ページをご覧くださいと思います。

道路橋梁総務費の説明欄1の道路橋梁事務費の委託料です。これは道路台帳の統合事業でございます。

次に、道路維持費になります。183ページの下の方の説明欄2の緊急雇用創出ですが、道路の草刈り用として2人を雇用するものでございます。

続きまして、184ページから185ページをご覧くださいと思います。道路維持補修です。道路新設の事業です。

初めに、184ページの説明欄3、道路維持補修事業、185ページの説明欄2、道路新設改良事業の15節に、本年度予定しております工事請負費を計上してございます。

次に、186ページから187ページをご覧ください。

初めに、186ページです。説明欄3の排水路整備事業です。これは、川向西野地区の排水路整備事業です。22年度は、前年度の続きの410メートルの工事を行います。

続きまして、説明欄4の蛇園南地区流末排水整備事業です。総延長は3,400メートル、工事は、海上野球場から海までの排水整備事業です。

続きまして、説明欄5、旭中央病院アクセス道整備事業です。22年度は、南北線の県道銚子旭線から国道126号、警察署東側までの工事と、JRをまたぐ橋梁上部工の工事を行います。この工事が完成すれば、飯岡バイパスから川島歯科医院北側を通りまして、中央病院へりポートから国道126号までが開通し、国道、県道の渋滞緩和が図れるものと思っております。

続きまして、187ページ、説明欄6、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。場所は、

カインズ通りから海上野球場、還来寺西側を通り、大坂からJRの線路の下をトンネルで抜いて、県道銚子旭線までの工事であります。

続きまして、説明欄7、南堀之内バイパス整備事業です。県道多古笹本線から県道大栄栗源干潟線を結ぶ道路の委託料であります。

最後になりますが、説明欄8、防衛施設周辺民生安定事業です。22年度、埴新町区内の延長477メートルの道路改良工事を行います。

以上で建設課を終わります。

委員長（滑川公英） ご苦労さまです。

都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） それでは、都市整備課所管の当初予算につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、歳入の主なものについてご説明をさせていただきます。

予算書の23ページをお願いいたします。

13款2項4目土木費国庫補助金、2節の都市計画費国庫補助金2,200万円は、袋公園の整備に伴うものでありまして、補助率は、工事費で2分の1以内、用地費は3分の1以内でございます。

24ページをお願いいたします。

上段の4節まちづくり交付金は、説明欄1の旭駅周辺地区に4,000万円を計上しております。その内訳は、旭中央病院アクセス道に2,000万円、それから文化の杜公園整備事業に2,000万円を予定しているものであります。

説明欄2の干潟駅周辺地区の2,000万円は、谷丁場遊正線でございます。

少し飛びまして38ページをお願いいたします。

上段の4目土木債、2節都市計画債には4億3,430万円を予定いたしました。その内訳は、説明欄1、袋公園整備事業債に3,060万円、これは都市公園整備事業債であります。

説明欄2の文化の杜公園整備事業債4億370万円、これは合併特例債でありまして、この2つの事業は、平成22年度が事業の最終年度となるものであります。

続いて、歳出について主なものをご説明いたします。

予算書の190ページをお願いいたします。

なお、平成22年度の都市計画費の総額は、このページには記載はございませんが、総額で14億7,707万1,000円でありまして、対前年度比7.2%の減となっております。この原因は、

各種の事業における公有財産購入費の減が主なものとなっております。

それでは、説明欄3の都市計画地理情報システム整備事業について申し上げます。これはGISと呼ばれるものでありまして、このシステムの更新整備に45万2,000円、機器の賃借料に228万8,000円を計上しております。

続いて、4目の駅周辺環境施設維持管理費は、今議会で補正予算をお願いしております旭駅と干潟駅のトイレの改築に伴う維持管理費でございます。

191ページの2目街路費、説明欄2の街路維持管理費は205万9,000円でありまして、13節の街路樹の維持管理料が主なものでございます。

192ページをお願いいたします。

説明欄3の街路整備事業（谷丁場遊正線）は、2億4,778万2,000円を計上いたしました。主なものは15節の工事請負費2億円でありまして、平成22年度はJRを横断する跨線橋の下部工と道路の築造工事を行ってまいります。

193ページの上段、説明欄4の旭駅前広場等整備事業は2,325万円を計上しておりまして、主なものは旭駅前線の千葉県への負担金で、その負担率は13.5%でございます。

194ページをお願いいたします。公園費でございます。

説明欄2は、公園の維持管理費に5,718万円を予定いたしました。対前年比3.8%の減でありまして、新年度は、仮称下宿ふれあい公園を新たに加えて、都市整備課で所管する18か所の市立公園の維持管理費でございます。主なものは13節の委託料でございます。2列目の清掃等委託料は、公園の除草や清掃などをシルバー人材センターに委託するものでございます。次の公園維持管理委託料は、18か所の公園について、除草や芝刈り、剪定、水利管理等を専門業者に委託するものでございます。

195ページの説明欄3の緊急雇用創出公園維持管理事業297万円は、年度末に完成を予定しております仮称下宿ふれあい公園の維持管理につきまして、今回、国で創設されました緊急雇用創出事業を活用するものでありまして、補助率は100%でございます。

説明欄4のあさひ健康パーク維持管理費は、1,263万2,000円を計上いたしました。

196ページをお願いいたします。

主なものは、上段の13節委託料1,236万7,000円でありまして、今議会に提案しております財団法人旭市福祉協会へのパークゴルフ場の指定管理料が主なものでございます。詳しくは、後ほど議案第35号におきましてご説明をいたします。なお、平成22年度からは、これまで一般会計で計上しておりました維持管理費845万円につきまして、これを指定管理料に含める

こととしたものでございます。

次に、説明欄の5、袋公園整備事業は、1億1,930万5,000円を予定いたしました。主なものは、15節工事請負費に5,200万円を予定したものでありまして、事業の最終年度を見据える中で、最終型を目指して整備を進めてまいります。17節の公有財産購入費の5,271万8,000円と22節の補償金1,100万円は、これまでの契約状況を勘案いたしまして、その上限を予定したものでございます。

197ページの説明欄6、文化の杜公園整備事業には4億4,765万8,000円を予定いたしました。主なものは15節の工事請負費の4億円でありまして、事業の最終年度を見据える中で、まず完成させることを念頭に置きまして、必要最小限の事業費に抑える中で予算を予定したものでございます。17節の公有財産購入費には4,300万7,000円を予定しておりますが、すべて土地開発公社からの買い戻し分でございます。

都市整備課所管の補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（滑川公英） ご苦労さまでした。

担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。いかがですか。

平野委員。

委員（平野忠作） それでは、何点が質問いたしたいと思います。

予算書の149ページ、説明欄5番の水田農業構造改革推進事業の中の飼料米の説明がございました。その中で、前年度は40ヘクタール、今年度は70ということで、これで、妥当あたりでもよいですから、農家の収入はどのくらいになるものか。できれば、1キロどのくらいで売り渡すということで。今まで旭市の売り渡し先の業者、それが分かればその辺もひとつお願いしたいなと。これは今後ますます増えると思われまので、我々もしっかり勉強したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

委員長（滑川公英） 平野委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） 飼料用米の単価と業者というお尋ねであります。まず、飼料米そのものの単価ですが、昨年度ですと、1キロ玄米で50円、乾燥もみで40円、生もみで30円ということで実施していただきました。買い取り先ですが、一応、旭市飼料用米利用者協議会というのがありまして、そこで間に入るということになります。その後、具体的には、市内の畜産業者1社と1グループ、それから養鶏業者1社が去年の取得でありました。今年は、

もう少し欲しい方が増えそうな感じが現在ございます。ただ、利用者協議会に入っていた中で、利用者協議会の皆さんの了解を得てからということでもありますので、まだはっきりとは言えない状況であります。

それから、実際、じゃ、飼料米を作ってどのくらいになるのかということもお尋ねだと思いますが、例えば市の22年度予算を可決いただきますと、飼料米については、前にご説明させていただきましたが、10アール1万5,000円の助成をしますということ、それから飼料用米の種子について、10アール、やはり2,600円の助成をするということになっておりますので、市が1万7,600円、10アール当たりということですが、県が今予算審議中で、詳しくは決まっていないようですが、昨年と同じになりますと10アール3,000円、それから国の新たな支援策として自給率向上事業交付金というのが10アール当たり8万円出ます。それに先ほど申しましたキロ50円を加えた額ということで、収量がはっきり分かりませんが、仮に10俵600キログラムとれたとすれば、販売代金が3万円ということですので、合計いたしますと10アール13万600円になるのかなということでもあります。

以上です。

委員長（滑川公英） 平野委員。

委員（平野忠作） この値段についてはよく分かりました。

問題は、私が懸念しているのは、これから先のことで、確かにこの今、売り渡し業者が2社、あるいは今後3社、4社になるかもしれませんが、しかしながら、この相手方に行くのは、多分安い価格で売却されると思いますけれども、これは、一昨年問題になりました、そういうのは食用米に転嫁されるとか、そのような、そういうチェック機能というのはどのようなあれで働きをかけるんですか、それとも今の段階ではどのような歯どめがかかっているのでしょうか、その点を伺います。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 飼料用米を利用する畜産農家、あるいはその買い取り業者は、農政事務所とちゃんとした契約をするということになっておりまして、農政事務所のほうで在庫状況等をチェックしているようであります。もし違反しますと、当然、食糧法の違反ということになっていくのかなというふうに考えております。現在のところ、そういったことはなかったと農政事務所のほうからも聞いております。

以上です。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） それでは、192ページと194ページ、まず192ページ、説明欄3の街路整備事業（谷丁場遊正線）です。今、今というより、2億4,700万円の予算計上になっていますが、そういう中で今工事が進められているわけですが、この利用効率というのはどのくらいあるものなんですかね。結局、市役所の道路までの工事なんですが、私が見たら、ほとんどこれは利用がないと思うんです。むしろそれなら、上、干潟町のときはよく多古道と言いましたけれども、多古道をずっと行きまして、あれは多古笹本線ですかね、に突き当たるわけですね。その上ですよ、そこをむしろ東総道路まで早くつなげたほうがずっと利用価値があると思うんですが。

それから、194ページ、ここに説明欄13、委託料で、公園維持管理委託料3,100万円ほど盛ってございますが、こういうものは各課にまたがっているわけですね。造るまではいろいろな関係がありますからこれはやむを得ないと思うんですが、なぜこれらの公園の維持管理は維持管理で一本化できないのか、その辺をお尋ねします。

委員長（滑川公英） 都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

利用効率はどうかというご質問がございました。一般的に道路を改築といいますか、現道を拡幅したりする場合には、利用台数の調査であるとかそういったものは一般的にはなされるというふうに思います。ただ、この場合に、谷丁場遊正線のその国道から市役所通りまでにつきましては、新たに道路を築造するものでありまして、これは推測といいますか、予測という段階でお答えするしかないのかもしれませんが、やはり谷丁場遊正線が、現状が2,200メートルほど、広域農道から国道まででき上がっているわけでありまして、そのでき上がった段階が今から四・五年前かと思っておりますけれども、その段階ではかなり交通量が増えてきておりますし、また、工業団地の進出企業の方々にも非常に利便性が上がっているというのは理解しております。それから一方で、国道126号というのは、イタコ自販から塵芥処理場の交差点までのところですが、その辺が非常に混雑をしている状況はご案内かと思っております。そちらのほうの混雑緩和にも幾らかでも寄与するのではないのかなと。一方では、市役所通りから完成をいたしますと、干潟支所の通りまで約5キロが一本道になりますので、その辺の整備効果も上がるし、また利用者の方の通行も期待をできると、このように思っております。

それから2点目、194ページの公園の維持管理費の委託料でございます。各課にまたがっていることの中で一本化はできないのかというご質問がありました。先ほど農水産課のほう

でもやはり農村公園の維持管理費を計上しておりますし、私のほうでも、先ほど申しましたように、今年度末に1つ完成をいたしまして、18か所の公園の維持管理費を計上する中で、前年よりも少しでも減らそうということで、予算のほうは減らしてございます。その一本化につきましては、私ども担当課が1課だけで議論できるものではございませんので、今後、行政改革のアクションプランを進められていく中で、それぞれの施設の統廃合とかいろんなことがございますので、その中の一つとしてこれが検討されていくんだらうと、このように思っております。

以上です。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） 当然、こういう公園の維持管理、これはもうこれから検討じゃなく、既にもうやっつけていいと思うんですよ。どうですかね、副市長、その辺は。

それとこの谷丁場遊正線ですか、むしろどちらを優先順位にして工事をやるかだと思うんですよ。今ごろ南堀之内線の多少の予算がついていますが、やっぱりこの優先順位というものはあると思うんです。ですから、今、谷丁場遊正線、あれは何を目的に今造っているのか。

まず第1に、その辺をお尋ねすると同時に、南堀之内ですか、これは今年1,000万円ほど予算を盛ってありますが、どういう今後計画でやっていくのか、その辺をお尋ねします。

委員長（滑川公英） 副市長。

副市長（増田雅男） 私のほうから公園の維持管理の関係でございますが、高橋議員がおっしゃるように、確かに一本化できれば私もいいと思っています。ただ、その中で、現在3つに分かれているんです、ご存知だと思いますが。都市公園と、それから児童公園と、それから農村公園、この3つがあります。いずれにせよ、今、高橋議員の御指摘がありましたように、これから中で、要するに行革の一つの中でその辺をいろいろ検討させていただきたいと思います。

委員長（滑川公英） 都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） 街路の谷丁場遊正線の目的といいますか、ご質問でございます。これにつきましては、長い年月がかかってここまで来ておりまして、私も引き継ぎを受ける中で、もう谷丁場遊正線につきましては、まち交の干潟駅周辺地区ということで事業は始まっていたわけでありまして、先ほども申しましたように、私としては、国道126号の交通の混雑緩和というのはまず第1にあるというふうに思います。一方ではまた、その市役

所通りまでつながるといことで、市民はやはりある程度短時間で市役所まで、あるいは公共施設等々に来ることができるという想定をしておりますので、かなりの交通量があるのではないかと、このように見込んでおります。

南堀之内線につきましては担当所管は建設課のほうになりますので、よろしく願いいたします。

委員長（滑川公英） 建設課長。

建設課長（北村豪輔） 南堀之内バイパスの事業についてご説明いたします。これは、委員言われたとおり、干潟町からの懸案事項でありまして、今年度、路線測量、前年度に地域活性化・生活対策臨時交付金事業で調査測量委託を終わっています。今年度終わりますので、22年度には、用地交渉を行うための不動産鑑定等、物件調査などを計上してございますので、その用地交渉の状況によって物件調査と不動産鑑定を行うような計画であります。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） いや、副市長、ここへ児童公園だとかいろいろなのがあるのは、それは知っていますよ。ただ、完成したらそれは関係ないと思うんですよ。関係するまでの補助金とかそういう絡みでこういろいろやっているわけでしょう。ですから、完成したら1か所で維持管理していいと思うんですよ。

それから、建設課長にお伺いしますが、ですから、多古笹本線から上ですか、東総道路までの延長ですね。これは完成はいつごろになるのか、ちょっとお伺いします。予定で結構です。

委員長（滑川公英） 建設課長。

建設課長（北村豪輔） はっきりいつということはちょっとあれですけども、26年の補助事業は、使えるまでには完成できればなとは思っておりますけれども。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） やはりいろいろあるでしょうけれども、やはり私は目線が違いますので、いろいろありますけれどもね。私らから見たら、今、遊正線をやっていますね、北へ。それよりイタコ自販から上へ上がったほうが、あそこが完成した中でかなりの通行量になっていると思うんですよ。ですから、やはり現状を踏まえた中で優先順位を決めてもらいたと思います。

委員長（滑川公英） ほかに。

嶋田委員。

委員（嶋田哲純） ちょっと2点ほどお願いします。

畜産振興費の156ページ、地域バイオマス利活用推進事業の1億4,740万円、これ、任意組合と言いましたが、もし分かればそれをお願いします。

それと、176ページの観光費、恐らくこれ8トンというのは、長熊公園の放流のことだと思いますが、年間、これ、どのくらい放流しますか、分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

委員長（滑川公英） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 長熊釣堀センターのヘラブナの放流の量でございます。8トンを用意しております。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 地域バイオマスの任意組合ということですが、1つが倉橋堆肥組合という名前で養豚のグループです。もう一つは、ウズラ発酵肥料生産組合でウズラのグループです。

以上です。

委員長（滑川公英） 嶋田委員。

委員（嶋田哲純） 観光課長、私が質問したのは、8トンというのはさっき説明があったんだけど、これだけで今年は終わりですか。

委員長（滑川公英） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 年間放流量8トンでございます。

委員長（滑川公英） いいですか。

ほかに。

日下委員。

委員（日下昭治） 農水産課長にお聞きしたいんですけども、産業まつり、各地区3か所でやっていますね、海上、干潟、旭と。干潟地区と海上地区は同じなんですけど、旭の予算等々違いますけれども、何かその辺の違いというのを分かりやすくちょっとまたお願いできればと思います。

それと、飯岡海上連絡道ですか、その辺の現地説明を受けて、ある程度は理解できるんですけども、私が言ったのは、新市の建設計画にはなかったところだということが1つ。それはそれとしていいとして、新市の建設計画に含まれて入っていた大坂0209ですか、その辺

は補助金が見つからないということ。それは何かの理由があるわけですよね。その辺の説明をもう一度お願いしたいと思います。

それに、袋公園、公有財産購入費、当然、これは不動産鑑定を行いながら行うわけでございますけれども、動産関係ありますので、これは物件調査委託料等あるんですけれども、その辺に値するのかなと思いますけれども、併せまして、費用調査検証業務委託料ですか、その辺、袋公園のみでなく文化の杜等にもございます。そして、文化の杜公園のほうは、私の聞き違いかどうか分かりませんが、公有財産の土地購入は、これは公社持ち分を購入すると思っていたんですけれども、その辺、もし聞き違いだったらもう修正して直したいと思いますので、その辺の説明をもう一度お願いしたいと思います。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 3つの産業まつりの経費に違いがあるというご指摘ですが、旭につきましては、合併前、緑化推進、それから健康づくりと産業まつりという3つを併せて実施していました。そんな関係で経費が大きくなっていったということ、それから駐車場の関係もありまして、バスを他地区より余分に走らせているとかそういったこともあり、合併前それぞれ持っていた予算をなるべく引き継ぐ形、まつりの規模を縮小しないような形で実施してきておりますので、旭が140万円、150万円ちょっと高いというのは、従来からそのぐらいかけてやっていたということで、今のところまだその経費については同じようにやっていると、減ってこないということであります。

委員長（滑川公英） 都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

袋公園の13節の2点にまずお答えいたします。

一番下の物件調査委託料140万円でございますが、これは、22節の補償金1,100万円を計上してございますけれども、この補償金の額を算定するために物件補償の委託をするものでございます。

それから、戻りまして2点目の費用調査検証業務委託料でございますけれども、ここ2年ほど前から会計検査の中で……

委員長（滑川公英） ちょっとすいません、お静かに願います。

都市整備課長（伊藤恒男） よろしいですか。

委員長（滑川公英） どうぞ。

都市整備課長（伊藤恒男） 2点目の費用調査検証業務委託料でございますけれども、これ

につきましては、2年ほど前から会計検査の中で、大量に資材を購入する場合には必ず、今までは物価本であるとか建設のマニュアルとかあったんですけれども、価格のマニュアルがあったんですけれども、それらだけではなくて、基本的にその数量に見合った、要は購入価格という、適正な価格を設計の中で求めるという会計検査の指示がありまして、私どものところだけではなくて、やはりある程度大きな工事になってまいりますとこういったものが国庫補助事業の中では義務づけられると、こういう状況であります。

それから、3点目、文化の杜の土地購入費のご質問がございましたけれども、これにつきましては、市の土地開発公社からの買い戻し分が全部でございます。3,105.46平方メートルでございます。

以上です。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） 農水産課長、今、答弁、確かにそのような形で理解はできるんですよ。しかし、それが常にそういう形でやらなければならないことなのか、今後そのまま継続しなきゃならないのか、同じような形で、補助金ですから、補助金を出せば出ただけ使いますし、なければならないようにやるということは、もう、一つの補助金のシステム、補助を受けたほうはそういう形だと思いますので、その辺は何らかの形、どうしてもそういうものが必要であればそれはやむを得ない話ですけれども、改善できるのであれば改善するとか、何らかの方法をぜひこれからは考えていただきたいなと思います。かかっているものはしょうがないわけですけれども、補助金ですからやはりその辺を考慮していただきたいと思います。

そうしますと、今、都市整備課長に答えていただきました中で、土地購入、不動産鑑定を委託をしなければ、確かに補助金等々につきましては鑑定をしなければならぬと。しかし現実的には、すぐ隣が平米1万2,800円ですか、1万2,600円ですか、もう買っているんですよ。そういう現実があるのにさらにまた不動産鑑定を、補助金ということであるからやむを得ないということになるのか分かりませんが、現地で何点か抽出した際にそういったものは起点にならないのかという話もさせていただきましたけれども、やはり隣がそういうもので価格が出ているんですから、不動産鑑定をしたといっても変わってこないんじゃないかと思うんですよ、鑑定を委託した先でも。そういうことを今後、それはやむを得ないのかなと思いますけれども、そういう疑問を持っていますので私は一応発言させていただきますけれども。

それと、土地開発公社から買う際に、ここに不動産鑑定委託料があるんですよ。文化の

杜公園整備事業の13節委託料の中に105万5,000円。公社から買うにしても不動産鑑定を必要とするのか。

委員長（滑川公英） 都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

まず、1点目の不動産鑑定、2点とも不動産鑑定でありますけれども、1点目、例えばすぐ隣の場合に不動産鑑定が必要なのかというご質問でございますが、この場合には、その不動産鑑定の付記意見書という形で求めます。ですから、すべてが全部の不動産鑑定評価調書ではなくて、その直近であり、あるいは付近、取得年月日が近い場合とかそういった場合につきましては、付記意見書という形で、予算的には5分の1程度で、約四・五万円程度で付記意見書というのは付けます。会計検査につきましては、やはりすべての土地に対してそれが求められますので、付記意見書という形で、それにつきましては予算のほうはなるべく少額で済ませるように努力をいたしております。ですから、今回の3月補正でもございますが、不動産鑑定委託料の減額をしているところも、そういった付記意見書を採用して行っているというのがあります。

それから、文化の杜の公社からの買い戻しに対しての不動産鑑定委託料ということでご質問ですが、土地開発公社につきましては、先行取得の受委託契約を結んでおりまして、それぞれ、先日の議案質疑でも申し上げましたが、そのまちづくり交付金を有効に活用する中でそれを充当していくということで、国庫補助金を有効に使いたいと。ただし、その国庫補助金を使うという中で、土地開発公社からは、当時取得した、当時もう鑑定をとって取得しているわけでありまして、それと併せて期間利息を加えまして買い戻しをするというのが17節の公有財産購入費でありまして、それに対して今度、国庫補助対象にする場合には、改めてその土地についての鑑定をとらなければならないと。これが国庫補助事業のルールでありまして、ですから、例えばの話、取得した価格に対して国庫補助対象額が少なくなってくる場合もありますし、また、上回る場合もございます。ですから、その土地の国庫補助事業に繰り入れたときに改めて鑑定をとってそれを補助対象額とすると、こういったルールになっておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） 土地開発公社は、目的を持った土地を先行取得と。制限されていますよね、期限、何年以内に実施しなきゃならないと。今、現実はそうでないみたいですがけれども、しかし、そういうものがあってもそういう不動産鑑定が必要になるということ、それはやむ

を得ない話なんですか。

まちづくり交付金事業でこれを実施するというのは、何か我々がよく、まちづくり交付金に交付要綱がありますけれども、いわゆるまちづくり交付金事業というのはやはり公益のためのもと思っていたんですけれども、何かそういう意味でもなく使える。確かに見ればありますね、この交付要綱もありますけれども、補助率もいろいろこう違って来る。計算方式があるみたいですが、素人の我々が見ても分かりませんけれども。そのような形の中で、例えば、その年限はもう過ぎちゃっているということですか、逆に言えば。そういった不動産鑑定を再度やらなければならないということ、この土地については。先行取得してあったものをそういった付記事項でもってはいもう対象にならないと。

委員長（滑川公英） 都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） お答えいたします。

お話の趣旨、私もよく分かりますけれども、国庫補助の会計検査の中でのルールというのは先ほど申し上げたところでありまして、その先行取得というのは、期間をもちろん定める中で市と契約をするわけでありまして、土地開発公社のほうは、その中において、市として不動産鑑定をとって公社に対して委託をしますので、その5年なら5年の期間で取得をいたします。その取得する中で、例えば買い戻すものが3年前のものだったり、2年前のものだったり、1年前のものだったりといういろいろなものがございます。そういった中で、当該年度の補助対象事業費を見きわめる中で有利に使いたいということもありますので、じゃ、この中でこの部分については買い戻そうと、だんだんこれが減ってくるわけでありまして、最近の中では、文化の杜につきましては、まちづくり交付金を今直接充当しておりますので、公社の先行取得分につきましては約2年ほどたっているという状況がございまして、ここ1年2年の間には、直接買収、一般会計で買収しておりますので、2年ぐらいたつ中でそれをまちづくり交付金対象事業に事業充当する場合には、ルールとして改めて鑑定が必要であると、そういったことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） これで最後にしたいと思います。

極端に言っちゃえば、先行取得したのは金利もかかっていますよね。受けて、それを買うわけですね。それは加算されているんでしょう、まず。さらに不動産鑑定をして、安くなるのか高くなるのか。高くなることしかないんでしょう、そうしますと、取得当時から比較す

ると。安くなるということはありません、これは。もう金利分も加算されるわけですから。例えば1,000万円で買ったところが、金利が100万円かかったら1,100万円で買い戻さなきゃならないわけですよ。そこで不動産鑑定をしたときに、150万円ということは出ないでしょう。1,150万円は出ても、1,050万円なんていうことはあり得ないでしょう、これは不動産鑑定したところで。

委員長（滑川公英） 都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） お答えします。

土地開発公社との委託契約というのは、一つのルールの中でやっております。つまり、土地開発公社は事務手数料等は取りませんので、基本的には市からの委託に基づいて鑑定の中で取得をしまして、当然ながら幾らかの金利がかかります。例えばその金利を含めた額が不動産鑑定になるということではございません。取得価格プラス金利を加えた簿価と言われる数字だと思いますが、その簿価で市が買い取ることは、市と公社のルールであります。つまり、そうしませんと、例えば今地価が下がってございました場合には1,100万円を下回るということはありませんので、そうしますと公社には逆ざやが生じてまいりますので、それを補てんするという意味で委託契約の中で補償していると。

先ほど申し上げましたのは、その簿価で買い取ることがルールであって、その簿価で買い取ったものをそのまま補助対象事業費には充てられないということなんです。改めてそこで鑑定をとると。それが時代の中では、地価が上がっている場合には、先ほどの例を申し上げますと、1,100万円で買い戻した場合に、土地が上がっている場合には1,500万円になることもあり得ます。一方では800万円になることもあり得ます。そういったことは先行取得の中での一定のリスクというのかルールになりますので、ですから、1,100万円という簿価に対しては、公社に対しては損害をかけることはできませんので、それは簿価で買い戻すと。それに対して補助対象事業費をそれに充てるということで改めて鑑定をとって、1,100万円で買ったんだけど950万円の補助対象事業費にすると、その根拠が鑑定であると、そういったことをご理解いただきたいと思います。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） よく分からないんですよ、我々素人はね。不動産鑑定が下がった際に、補助対象が下がっちゃうんでしょう。そういうことになっちゃうでしょう。そうすると、土地開発公社の理事長、土地開発公社を持ったために逆になっちゃうということになるでしょう、もうけるわけにいかないですから、土地開発公社で。もうけるわけにいかないでしょう、

これ。そうしますと、金利分は加算して市が買い戻す、それは分かりますけれども、不動産鑑定をした結果、下がるということになりますと、補助対象も下がってきちゃうわけですから、市としてはマイナスじゃないかと思うんですよ、我々素人考えで。ということは、土地開発公社を持っているために、プラスになるものは何もないということじゃないですか。その辺、お願いします。

委員長（滑川公英） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 土地開発公社の話でありますので、1号議案ですが、ちょっとお話ししたいと思います。

確かに土地開発公社ができたという部分については、やっぱり先行取得の利点というものを生かしてやるという部分の中でできたわけで、法律もやはり過去の公拡法の中で定められているわけですがけれども、やはり先行取得を実施する、そういう時代背景、高度成長の部分については大いに価値があるというのは、私もそう思います。先行取得をして、これから土地が値上がるだろうという部分を見越しながら事前に取得をしておいて、事業をやりやすくするという部分にそのメリットの一つであるわけですがけれども、確かに今お話があるとおり、今の時代、こういう経済状況の中では土地が下がっております。ですから、下がっているときは逆ざやが確かに出るという部分もあり得ます。

ただ、その土地開発公社の目的というのは、逆ざやもこういう時代でありますけれども、上に上がるときには逆にそれが利点になるわけですので、ただ、今の時代、今おっしゃるとおり、土地の下落という部分があるので、公社が取得したものは今度は補助事業のために取得するんですけれども、それを補助事業に回したときに高くなっているということもあり得る。確かにその部分はあります。ただ、行政の場合には、例えば高い土地であっても、やはりそれが市民のため、市のために必要だという部分については買わなければならないわけですので、やはりそういう利点もあるというふうな中で、答えになっているかどうか分かりませんが、土地開発公社があるからその高い土地を買ってという部分ではなくて、やっぱり事業に計画的にのせるためには、国も、例えば総体が1ヘクタールとした場合でも、その年度年度の中で、じゃ、今年は3反歩だけ見ますよということ、やっぱり3反歩なわけであって、でも、そのときに言われたとき、3反歩のその土地の取得というのはできない場合もあるわけですから、それをやっぱり事業をやりよくするという部分の中においては、ある程度ストック的な部分も必要であるというふうに考えております。

以上です。

委員長（滑川公英） ほかに。

（発言する人なし）

委員長（滑川公英） 議案の審査は途中でありますが、ここでちょっと25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続きお願いいたします。

高橋委員。

委員（高橋利彦） それでは、157ページ、説明欄5の経営体育成基盤整備事業、この負担金補助、これが、約2,200万円については、三川西部と富浦の補助金ということでございますが、民主党になってこの基盤整備の補助金がかかり減らされたわけですね。そういう中で、特に飯岡西部の整備は学校建設を含めて同時並行みたいにする予定なんですけど、その中で、今までの整備の説明会におきましては、あくまでも市が土地を買うということを前提にまた受益者も進んでいると思うんですよ。そういう中で、この土地を、三川地区の土地です。非農用地ですね。これについては公社が買うのか、市が買うのか。また、そうなりますと、萬力 期ですか、これも非農用地を造った中で、受益者負担を少なくするためにということを進んでいるわけですが、この萬力工区、それから飯岡西部、すべてこの公社で買うのかどうか、まずその辺、お尋ねします。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 最初に、飯岡西部ですが、これは市が買うということで進んでおります。

それから、萬力についてですが、議会でも何度かお話があったように記憶しておりますけれども、今回もお話ししましたとおり、非農用地の協議を進める中で、土地開発公社があるのだから土地開発公社を間に挟んだほうが協議が整いやすいというようなお話がある中で、実際には土地開発公社との協議がはっきりと整ったわけではないのですが、採択を急ぐというところから、取りあえず土地開発公社で取得する予定ですので、土地開発公

社ということで進んできております。

その後、採択後に土地開発公社では取得できないというような申し入れをした中で、現在、1次取得者である土地改良区から直接民間の事業者に売れないかという協議を県としております。もう一つは、その買ってくれる業者を見つけて、それから協議が進むのかなというようなこともあることから、この間、一般質問のときにお話ししましたとおり、促進協議会のようなものを工区の中で、地区の中で立ち上げて、買ってくれる業者を探そうというようなことに今なっております。

以上です。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） なぜ当初は公社が買うようになっていたのか。それと同時に、また、非農用地、公共団体が全く関与しない中で、整理の中ですよ、民間に売れるのか、その辺をちょっとお尋ねします。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） なぜ公社がということは、先ほども申しましたとおり、非農用地の協議を進める中で県のほうからそういったお話があって、旭市には土地開発公社があるよねということで、土地開発公社ということが採択の段階では入っていたと。

それから、民間に直でという話ですが、土地改良法には公共的団体にということに創設非農用地はなっておりますが、農水産省に確認したところによりますと、今は運用の中で直接売ることも、その目的が農業、農村の発展に寄与するものであればということがオーケーになっているということで、ただ、県によっては若干取り扱いが違うので気をつけてねということはお話されておりますが、できることにはなっているということであります。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） じゃ、民間に直接売るということもできるわけですね。そういう中で、最初の協議で、旭市に土地開発公社あるよねという話で進んできたということですが、旭市の土地開発公社では、定款ではそういうことは一切できないわけですね。最初から承知の上でなぜそういうのを進めたのか、お答えいただけます。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） それは一般質問のときにも申しましたけれども、協議が整っていない中で進んだというのは確かでありますが、そういった定款の変更ですとか議会の議決ですとか、そういったものが必要だということも含めて予定であるということで、県のほうに

は申し出ているということでありませぬ。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） やはり事業を進めていく中で、そういう想定は絶対あつてはならないと思うんですよ。土地開発公社の定款を変えれば、それはできるかもしれませんが、できるかできないか分からないでしょう。やはり行政が事業を進めるときには必ず、その現実に則した、将来を見越した、そういうことはやつてはならないことだと思つてんですよ。そのために、逆に今度、土地改良区域の受益者の方々ですか、これが今みんな迷つていふのが本音なんです。そういう中でどういふふうにかつていふのか。

もしこれができなかつた場合、これは飯岡も含めてです。飯岡だつて、整理の補助ですか、補助金、予算がかなり、6割以上カットされているわけですよ。そうしますと、これが果たして採択になつたら、できるかできないかも全然、皆目見当つかないでしょう。そうすれば、当然、学校建設だつてみんな狂つてきちゃうわけですよ。その辺、どうかつていふのか。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 最初に、飯岡西部のほうからお答えさせていただきます。飯岡西部地区につきましては、地元の農業の発展のためですとか、海上蛇園地区の排水のためですとか、土地改良事業がどうしても必要だつたという前提がまずあります。そんな中で、費用負担を下げたいという地元の思いの中で非農用地が設定されたということで、例えばその本同意が本当にとれるのかという話がありましたけれども、非農用地を設定して、それを学校にといふような計画が縦覧、公告された中で仮同意をもらつていふわけでありませぬので、その辺については、予定どおり進むものと、そういうふうにかつておられます。地元の皆さんの同意でできた計画ですので、それが崩れることはないだろうといふふうにかつておられます。

それから、萬力地区ですが、もし今のお話だと、公社があくまでも間に入らないよといふことになつたときどうするかといふことによろしいですか。今、支区の皆さん、それから土地改良区、それから農林振興センター、一緒に入つていただいて、買つてくれる方をまず探そうといふ話が始まつたところでありませぬ。それがもし買つてくれる業者ができましたら、その時点で、県も本当に土地開発公社を入れると最後までいふのか、それとも国は直接売つてもいいといふことに今指導がなつていふそうですから、それに従つて直接売れる方法で非農用地協議の変更をしてくれるのか、その辺の決断の時期が早いときに来るんだらうなといふことで、もし仮に、本当に仮に、その直接はどうしても県が駄目だといふときは、再

度、土地開発公社のほうにお願いせざるを得ないのかなと、そんなふうに思っています。ただ、これは農水産サイドの考えでありますけれども、今はそんなことで、農業者の皆様とは一生懸命やりましょうということで、やっとなんか、やっとなんか言ったら変ですね、チームワークがとれて、そちらに向けて進んでいるというふうに思っております。

以上です。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） そうしますと、土地開発公社が最終的に買うはいいですよ。そうしたら、そうでなくても今、土地開発公社は塩漬けの土地がたくさんあるわけですよ。金額にしたら七・八億円あると思うんです。もう最初から知っていて塩漬けの土地を作る、要は公社に損害をかける、最終的にはこれは市ですよ。そういうことになっちゃうと思うんですよ。

それから、飯岡だって、これでこれから本同意となった場合、みんな利害関係が絡むわけですよ。利害関係が絡むと同時に、結局、国の予算も今までとは、自民党政権とはまるっきり違っちゃっているわけですよ。6割以上カットされちゃっているんですよ。そうしたら、いや、採択はなりました、いや、工事はできません、こういうことになっちゃうと思うんですよ。

課長はこの間、絶対これは、三川西部ですか、これは完全にできますとあれだけの強気の発言をされましたけれども、もし、公社が買うはいい、しかし、よそへ売れないのを承知の上でまた公社が買っていくのか。公社が買うということになりますと、また課長の手から離れちゃうでしょうからね。そういうことなんですよ。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） まず、萬力で、公社が買うと塩漬けの土地というお話ですが、今、協議会を新たに作ってもらって進めようとしていることは、進出する企業を決めてもらおうと、そこでまず決めよう。決めた上で、そこに直接売れるのか、それとも公社が間に入らないと駄目なのかの最終決断をしようということでもありますので、公社が買うと、間に入るということになったときには、買い主が決まっているということで、またここで買い主が決まっている土地公社がという話が出るかもしれませんが、それについては、実は県のほうにちょっと相談したときに、東金市で、市の方針もあるんですが、買い主の決まっている土地を公社が造成という例もあるということではあります。

それから、飯岡の絶対にできるという話をしたということではありますが、答弁申し上げたのは、そんなことにはならないと考えていますと言ったつもりでありまして、絶対できます

というふうではなかったんじゃないかなと思っております。すみません。

委員長（滑川公英） ほかに。

平野委員。

委員（平野忠作） 本当に農水産課長は大変ご苦労さまですけれども、また2つばかり農水のほうにちょっとお聞きしたいと思います。

新規事業の予算書の150ページ、こだわり旭ブランド創出支援事業、それともう一点、予算書の153ページの農水産物直売施設整備事業、これについてもうちちょっとお願いします。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 何度かご説明させていただきましたが、農水産物に、例えば旭市で県内1位の生産額だよといいながらも、旭市といたらこんなものもあるねとすぐ分かってくれるような農産物が果たしてあるかというような話の中で、市内産の農水産物にブランド価値を与えるような、備えるような、そんな活動を農水産業者自らやってほしいという思いの中で、新たな商品開発ですとか、こんないいものだよという説明を加えながら付加価値をつけて売るとか、そういったものをぜひ支援していきたいという思いでできた事業であります。例えばカタクチイワシは、県内1位どころか、もしかしたら日本でもというようなところでもありますし、海上地区で言えばマッシュルームがあったりですとかズッキーニがあったりですとか、珍しいものもたくさんあります。干潟八万石は、まさに米所であります。そのほか、旧旭地域では、キュウリにしてもトマトにしても、県内、国内有数の生産地となっておりますが、それだけのネームバリューだったり知名度があるのかという思いの中で、ぜひその知名度を上げるような取り組みを自らやってほしいということで、この事業を新たに作りました。そんなことで、農業者のグループなりが一生懸命売りに出ると、あるいはそのPR活動をすると、そういったことにぜひ手助けしていきたいと、そういうものであります。

次に、直売所ですが、これは市長のほうからも何度もあったかと思えますけれども、同じような思いとして、市内外でその旭市の農水産物が例えばこんなにとれているですとか、こんなにいいものがあるというのを市民にも伝えていく必要があるだろうし、そういったものをPRして、それを目当てに来てくださる方がいて初めて、活性化、あるいは観光にしても成立していこうということの中で、ぜひ直売施設を造りたいという市長の思いもあり、どんな形がいいのか、あるいはどんな人がやってくれるのか、どんな経営形態がいいのか、そんなことも含め、当然場所もそうですけれども、そんなことを検討していきたいと、そう

いうことであります。道の駅ですとか直売所、国内にはたくさんありますけれども、経営のうまくいっている所、いけない所、いろいろあります。そんなことを検討しながら、ぜひ旭市には、ちゃんと売れる、ちゃんと人の集まる、そんな直売所にしたいと思いますので、十分な検討をしていきたいと、そういうことであります。よろしくをお願いします。

委員長（滑川公英） ほかに。

宮澤委員。

委員（宮澤芳雄） 高橋委員の最初の質問のときに重複するので、私もお尋ねをしたかったんですけども、改めてご質問させていただきます。

土木の187ページの説明欄7番、南堀之内バイパス整備事業についてお尋ねをしたいんですけども、これに関して、旧干潟町のと時からかなり地元の要望が強くて、相当要望していたと思うんですけども、1点お尋ねしたいのは、お答えできる範囲で結構です。現在の着手状態といいましょうか、どのくらいまで進んでいるのか。それと、私の記憶であれば、聞いた話では、どうも地権者との折り合いがつかないと、非常にこれがネックになっているという話もお聞きしたんですけども、変更の予定はあるか、これをお聞きしたいんですけども。

委員長（滑川公英） 建設課長。

建設課長（北村豪輔） 現在、前年度の補助金をいただきまして、路線測量、詳細設計、土質調査、用地測量は終わっております。それで今現在は、先ほど言いました地権者の関係ですけれども、ご存じのように、起点と中間点と終点に同じ方が持っているんです。それで何度か交渉はしているんですけども、去年の暮れごろまではちょっといい状態になったんですけども、11月ごろから急に態度が変わったというか状況が変わりまして、かなりのできない要望が4点ほどあるんですけども、その辺がちょっとありますので、今のところ、その交渉をして、着手に向けてやりたいなと思っておりますけれども。

委員長（滑川公英） 宮澤委員。

委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。

これ、高橋委員のほうからもお話があったんですけども、実はこの道路がどうしても必要だと地元の要望が強いのは、この道路を通るためというよりも、東総有料道路の開通によって交通量がすごく増えたんです。旭の袋の十字路から東総有料に抜ける道路が非常に交通量が多くなった。それによって、地元の交差点、要所要所の右折車の関係もあるんですけども、非常に渋滞があると。そこに小学校、中学校があって、交差点での交通事故も何点か

起きてしまうと。こういった危険性の問題からも、地元の要望としては、一刻も早くあの道路が完成すれば、かなり長い、確かに渋滞になる交差点もあるんです。その緩和にもなるだろうと。そういったことで要望していたんですけれども、私も記憶があるんですけれども、非常に難航しているというあれだったんですけれども、そういったこともありますので、強く要望させてもらいますので、頑張ってくださいたいと。よろしくをお願いします。

委員長（滑川公英） 答弁はいいですか。

ほかに。

高橋委員。

委員（高橋利彦） 155ページ、説明欄1の一番下のほうの24番、投資及び出資金で千葉県食肉公社に3,000万円ほど出資するようになっておりますが、これは、公社の屠殺量と事業量が増えて、そのために整備するのに必要だからということで出資するんですか。

もう一点は、168ページと170ページ、説明欄、168ページの1の19です。ここに旭市土地開発公社運営補助金98万1,000円、それから170ページの説明欄8の19で、ここに旭市土地開発公社企業誘致促進事業補助金、こういう、名目は違いますが同じようなたぐいのあるんですが、これらは一本にできないんですかね。その辺をお尋ねします。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 食肉公社への増資の件ですが、まず最初に、千葉県食肉流通合理化計画というのが昨年定められまして、その中で、食肉公社は、県内で屠殺場を6つにするんだということの中で、特に旭市にある食肉公社については基幹の処理施設という位置づけになっております。そんな中で、現在、牛と豚を同じラインで屠殺にかけているんですが、それを牛と豚を分けるということがその計画の中で実施しなければいけないということで、かなりの設備投資が必要になるということで、そのときに、その例えば借入金の借りやすさですとかそういったことを将来見据えた中で、ぜひとも増資が必要だというようなことで、市で増資をしてくれないかという要望がございました。

これに同時にといいますか、後からでありますけれども、市内の畜産業者のそれぞれの団体からも、食肉センターのラインを分ける近代化のための増資なので、ぜひとも市で受けてほしいというような要望があった中で、今回予算化したということでもあります。

委員長（滑川公英） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） それでは、168ページの19節の負担金補助でございますけれども、その中の土地開発公社の運営補助金98万1,000円、これにつきましては、今、公社の職

員は、商工観光課の工業班と兼務で職員がいるわけですが、今、アクションプランの中でも、人件費の問題、いろいろ検討している部分がありまして、公社の事務について、そういう内部事務については職員でなくてもいいんじゃないかという部分がありますので、そういった意味での臨時職員の部分がある程度入れた中で、公社の内部事務を実施するという部分の中で、9月以降、半年間の臨時職員の賃金の額を市から、一般会計からいただくものでございます。

それから、170ページ、この企業誘致奨励措置の助成金1,000万円、これにつきましては、今年……

(「その上の100万円」の声あり)

商工観光課長(神原房雄) 100万円、これは、土地開発公社で企業誘致をするのに、旅費が主なものですが、そういうものにかかる費用について、これも一般会計からいただくという部分でございます。

以上です。

委員長(滑川公英) いいですか。

高橋委員。

委員(高橋利彦) そうしますと、食肉公社につきましては、そういうラインの変更とか何とかということで、金がかかるから増資してくれということですね。結局、内容的にはあまりよくないということなんですね。と同時に、じゃ、それだけの設備投資をするなら、どのぐらい設備投資をするのか、その辺、当然把握していると思うんですが、また、出資金の半分は市がという話ですが、もし業者がこの出資金を受けなかった場合は、残り、どういうふうになるのか。

それから、商工観光課長、土地開発公社の今度は事務を臨時職員で云々という話ですが、運営補助金も、それから誘致事業はだいたい同じだと思うんです。よく行政は、1つでは補助金を出しづらいから、あっちでもこっちでも同じような補助金で目くらましをやるんですよ。ですから、そういうことのないように、ここらは私は一本でもいいと思うんです。その辺、どう思いますか。

委員長(滑川公英) 農水産課長。

農水産課長(林 清明) 最初に、経営状況ですが、食肉公社は一応黒字で決算をしております。

それから次に、今回の増資の原因となる事業費ということですが、総額では5か年で60億

円程度というふうに聞いております。

それから、残りの400株、今回増資予定1,000株のうち600株が市で残りはということですが、東総食肉センター（株）、それからその他一般の株主が152名いるんだそうですけれども、その一般の人たちをお願いするということで、果たして400株とれたのかどうかについては確認をしておりません。

委員長（滑川公英） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 168ページの確かに98万1,000円の補助金につきまして、一本でいいんじゃないかということです。確かにその後ろのほうについては、企業誘致という事業がございましたので、その中で企業誘致に直接かかる部分としてのものとして計上しました。上の部分については、ほかのその人的な助成を含めた部分のところという部分の中で計上したという部分でありますけれども、確かに公社のほうへ運営費として出す部分でありますので、ここらは検討したいというふうに思います。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） 先ほど、食肉公社、60億円再投資という話ですが、こんなにかかるんですかね。公社ができたときだって全部で30億円くらいであったと思うんです。なぜ60億円もかかるんですかね。その辺、詳しく説明いただきたいと思います。当然、それだけ増資してくれということを引き受けるからには内容を把握していると思います。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） すみません、施設の詳細については聞いていないところですが、やりたいことにつきましては、CO₂排出削減工事、それから衛生対策工事、既存施設衛生対策工事等、それから、最後のころになって輸出対応大動物等屠畜施設新設というようなことで、特に大動物、牛だと思うんですが、これにつきましては、HACCPというんですか、国際的な衛生基準、そういったものをクリアした屠畜場にしたいということのようで、経費はやはりそれなりにかかるのかなというふうに思っております。

委員長（滑川公英） ほかに。

日下委員。

委員（日下昭治） 申し訳ありません。今、高橋委員のほうの話がございました、食肉公社に出資金、これが市が3,000万円出資したときに、それというより今回の計画ですね、その計画が予定どおり実現されたとき、出資割合とかありますよね。全農と市と、あとは民間ですけれども、その辺がどのくらいの割合になるんですか。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 現在、筆頭が全農で3,600株、2番目が旭市で3,000株、以下、その他ということになっておりますが、今回600株を増資しますと3,600株ということになって、全農と並ぶということになります。全体での割合につきましては、26.6%になるのかなということであります。

委員長（滑川公英） そのほかございませんでしょうか。

日下委員。

委員（日下昭治） 市はこれだけ出しても、当然全農も出すんでしょう。全農は出ないということか、そうしますと。これ600株増えるだけ。今回、そうしますと、市だけを入れてくださいということなんですか。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 今回発行予定1,000株で、そのうち600株が旭市と、400株がその他の畜産業者等ということでありまして、全農につきましては、平成17年に市に先んじて1,800株の増資をしているということで、今回は遠慮したいということだったようであります。

委員長（滑川公英） そのほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第6号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

下水道課長（佐藤邦雄） ご説明の前に、委員会の定刻時間に遅れまして誠に申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

説明に入らせていただきます。

予算書425ページ、説明欄、13節委託料でございます。委託料、下水道事業計画見直し業務委託料について説明いたします。

市長の施政方針で述べましたように、新たな区域拡大の認可変更は行いません。しかし、現認可では、認可区域202ヘクタールを平成23年度までに整備することとしておりますが、平成21年度末の整備面積が165.2ヘクタールで、残り36.8ヘクタールを平成23年度までに完了することは極めて困難な状況でございます。そこで、整備期間を3年から4年、期間を延伸を行う必要があります。認可変更手続きの上、県で見直しを現在進めている、下水道法に

基づく九十九里・南房総流域別下水道整備総合計画における人口や計画汚水量等の基礎データの計画値と整合を図るために見直しするものでございます。

また、2月18日の全員協議会でご説明しました汚水適正処理構想について説明させていただきます。

汚水適正処理構想は、国からの行政指導を受け、千葉県が策定主体者となりまして、千葉県全域を対象として行っているものであり、その中で県下の自治体が協力を行っているものでございます。

そして、汚水適正処理構想の目的といたしましては、下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽整備事業等の汚水処理施設を効率的に整備するためには、各種汚水処理施設の整備を適切な役割分担のもと計画的に実施していく必要がございます。このため、市内全域を各種汚水処理施設の有する特性等を踏まえ、経済比較を基本としつつ、水質保全効果、汚泥処理方法等の地域特性や地域住民の意向を考慮し、効率的かつ適正な整備手法となるよう、集合処理とする区域 下水道、農業集落排水事業をいいます と個別処理とする区域 合併処理浄化槽をいいます とに区分けを行うものであり、旭市汚水適正処理構想の見直しにつきましては、平成20年、21年度の2か年で策定済みでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） じゃ、お尋ねします。

この425ページ、説明欄1の13の委託料です。下水道事業計画見直し業務委託料216万3,000円、この事業の見直しの策定計画、これは旭市全体なのか。簡単に聞きます。旭市全体の見直しをするのか、下水道の。それとも、今、二百何町歩ですか、二百何町歩のうちまだ三十何町歩仕上がらないという話ですね。いずれかの見直しなのか、その辺、まずお伺いします。

委員長（滑川公英） 下水道課長。

下水道課長（佐藤邦雄） 現在事業認可を受けております202ヘクタールの区域を対象にして見直しを行うということでございます。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） じゃ、全体の下水道計画の見直しじゃないということですね。その部分だけということですね。

この前の私らが説明を聞いたのでは、全体の事業計画がありましたので、旧1市3町のが

ありましたので、私らはそう思っていたんですけども、じゃ、その部分だけであれば、また計画が、事業見直しの計画書ですか、できたとき、またこの建設経済常任委員会ですか、ここに1回お示しをいただきたいと思います。

委員長（滑川公英） 下水道課長。

下水道課長（佐藤邦雄） 議員の意向に沿いまして承りました。

委員長（滑川公英） ほかに。

日下委員。

委員（日下昭治） 今の現認可区域だと。しかし、全体的に見直し、今、公告・縦覧していますよね。その縦覧が、たしか17日までが縦覧期間だと。今、要望なり意見を求めているようですけれども、まず意見、要望はないと思いますけれども、あればまたお知らせいただきたいと思いますけれども、その辺のこれからの工程としてはどのような工程を経ていくのですか、それをお知らせいただきたい。

委員長（滑川公英） 下水道課長。

下水道課長（佐藤邦雄） 縦覧につきましては、3月3日から3月17日の2週間でございます。そして、その期間中に意見等が仮にあれば、それを付して千葉県の方に報告するような形になっております。

以上でございます。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） そういった意見をという話ですけども、市民からの縦覧に基づいた意見を求めていますけれども、例えば議会等の意見というのはそこへは入らないんですか。

委員長（滑川公英） 下水道課長。

下水道課長（佐藤邦雄） 議会等の意見ということでございますが、これにつきましては、全員協議会並びに今回の常任委員会などにおいて意見をお聞きするというような機会だと私は考えております。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） そうしますと、そういった議会なり全協での意見は取り上げてもらうということで理解していいんですか。

委員長（滑川公英） 下水道課長。

下水道課長（佐藤邦雄） 内容によりけりというような部分がございますが、基本的にはそういうことかと考えております。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） じゃ、私、個人的な意見でも求めてもいいわけですね、意見を出してもいいわけですから。そうしますと、一議員として、今の見直しでなく、もう少し違う見直しをすべきじゃないかということをお求めておきたいと思います。ということは、今後、そういった今までの計画と同じようなことでは市長もないということを行っているわけですから、当然、我々もそういった議会に所属しているわけですので、市民よりは多少そういった部分として聞いていると思いますので、ぜひそういうことで、一つの例えば合併浄化槽の地区と同じような形で、もう少し計画区域を見直すという必要があるんじゃないかと思います。意見として申し上げます。答弁はいいです。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） この計画の、結局、公告・縦覧をしてあると。ですから、200町歩、県に申請をし、また認可された中で、残り三十何町歩ですか、これできないのに対して、何で公告・縦覧する必要あるんですかね。普通ではそういうことないでしょう。やっぱり旧1市3町、新旭市の、私らに渡された、赤く朱塗りした計画書がありましたね。あれだから公告・縦覧するんじゃない。もう既に認可を受け許可されたものを何で、条件変更するからってそういう住民に対して閲覧してもらう必要があるんですかね。ちょっとその辺、全然腑に落ちないんですが。

委員長（滑川公英） 下水道課長。

下水道課長（佐藤邦雄） 今、縦覧中におけるその業務の策定したものにつきましては、あくまでも、汚水適正処理構想といいまして、旭市全体の区域を対象とした形でのものがございますので、その202ヘクタールに限定したのものにつきましては、いわゆるその下水道計画の見直しにつきましては、特に縦覧というようなものはかけてございませんので、いわゆる構想とその下水道計画とをちょっと分けて考えていただければよろしいかと私は考えております。

委員長（滑川公英） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

委員長（滑川公英） では、特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） 農業集落排水事業特別会計予算につきましては、全員協議会及び

本会議でご説明申し上げたとおりでありますので、補足する事項はありません。よろしくお願いいたします。

委員長（滑川公英） 質疑ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらよろしくお願いいたします。
水道課長。

水道課長（横山秀喜） それでは、議案第8号の補足説明をさせていただきます。

予算書の内容につきましては、先日の全員協議会及び本会議の補足説明で説明させていただいたとおりでございます。

ただ、1点、全員協議会のほうでも主要事業の中でご説明させていただきましたが、それにつきまして若干、本日お配りしました説明資料、旭市水道事業配水管布設費用の負担に関する要綱（案）の概要ということで、若干また補足させていただきたいと思っております。

これの負担に関する要綱のまず1番、目的でございます。配水管のない場所への配水管布設費用について、申請者と旭市の費用の負担割合を定めて施行し、水道普及の向上を図るとしています。

対象ですが、専用住宅等の住居系を対象としており、宅地開発や営利目的のアパート、建て売り住宅等は対象外といたします。

費用の負担ですが、費用という概念は、工事費プラス事務費でございます。事務費につきましては、工事費の10%。続きまして、布設延長がどういう場合対象になるかということですが、配水管の布設延長が10メートル以下の場合、これは今までどおり申請者の全額負担で、旭市の負担はございません。布設延長が10メートルを超える場合、申請者の負担を軽減しようという目的で、10メートル部分の全額と10メートルを超えた部分の半分、2分の1を申請者が負担をし、市のほうにつきましては、10メートルを超えた部分の2分の1を負担ということになります。一つの例を申し上げますと、例えば布設管の延長が50メートルの場合、最初の10メートルと超えた40メートルの2分の1ですので、申請者が30メートル、旭市が20メートルとなります。この場合ですが、一般質問でも滑川議員よりご質問いただきましたが、複数の申請者があった場合はどうかということですが、今のケースですと、例えば30メートルの場合、申請者の負担が30メートルですが、複数であれば、それをその人数で除したメートル数ということになります。ですので、具体的には、2軒で申請されれば15メートル、3

軒で申請されれば10メートルといったような形になります。

それから、工事の発注、4番です。申請者から負担金及び給水申込納付金が納付されてから市が発注するという段取りになります。

最後に、負担金の精算。申請者の負担金は工事設計額で納付していただきますので、工事完了後、請負率等の差額を精算するということにさせていただきます。

以上が内容でございます。この要綱案につきましては、旭市水道事業運営協議会のほうに平成22年2月に諮問し、適正であるという旨の意見をいただいていることを申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

委員長（滑川公英） 質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

委員（高橋利彦） この配水管の布設費用の負担に係る要綱の関係でございますが、従来と比較してどのぐらい受益者はメリットがあるのか。それで、今度の新要綱によってどのぐらい利用が増えるのか、その辺、計算してあればお答えいただけます。

委員長（滑川公英） 水道課長。

水道課長（横山秀喜） 受益者というか申請者のお話ですけれども、今まで原則、申請者が配水管を布設する場合には、100%申請者負担ということ。市が発注していた工事の場合には、そのエリア全体の例えば水圧が低下しているですとか水質に問題があるといったような場合に、ループ化工事、または管の造形工事等の工事をしていました。ですので、個人申請の場合には全額というような形で今回ありましたので、今までの過去3年等の平均ですと、1軒当たり50メートルですとか60メートルの配水管の布設を全額個人でやっていただいているというようなケースもありました。相談を受けたときに、なかなか金額が高くて配水管を布設できないというようなご相談もたびたび受けていましたので、何か方法があればなということで、今回の要綱負担を考えたところでございます。

以上でございます。

（「新しい要綱によってどのぐらい今度は利用が増えるのか」の声あり）

委員長（滑川公英） 水道課長。

水道課長（横山秀喜） 何件かということはまだ分かりません。ただ、今まで相談されたケースが何件かありますので、それは今相談されて、まだ事業化に至っていないというのが、

水道課のほうで把握しているので5件くらい持っています。

委員長（滑川公英） ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

委員長（滑川公英） 嶋田委員。

委員（嶋田哲純） 前回の一般質問の中で向後悦世議員が、食彩の宿いいおかりリニューアル問題でまだまだ2億円ぐらいかかるという発言がありましたが、何にそんなにかかるのか、詳しく説明をお願いいたします。

委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 2億円の話は雑談の話でございまして、実際にはどのようなものがかかるかということになりますと、想定できるものですが、まず、防水工事、これはあくまでも私の経験上の、正式に設計したりしたわけではございませぬので、その数字についてはもう本当の参考の参考ということをお願いしたいと思ひます。防水が約1億円程度、それから、サッシ等が全部古いサッシでございませぬので、そちらのほうは、やはり億単位でそちらもかかるんではないかと。それから、給排水設備につきましても、これらについてもかなり老朽化が進んでいると。きょうも給湯管が破損しまして工事中なんですけれども、機械設備の老朽化が非常に多々あるということで、金額的にはどれくらいということになりますと、数億円程度は要するんではないかというふうに思ひます。

以上でございませぬ。

委員長（滑川公英） 嶋田委員。

委員（嶋田哲純） そうすると、支配人、まだまだ給排水管でまだ数億円かかるということ、これは本当に相当まだまだリニューアル、直すところがあるというわけですか。

委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） リニューアルのほうは、あくまでも外見のリニューアルをしたということではございませぬ、実際に機械設備のほうについてはほとんど手がつけられていないと。例えばもっと申し上げますと、エアコン等についても同様でございませぬし、それから本年度の予算にも計上してございませぬけれども、ボイラーについても、20年以上のボイラ

ーになると。それから、冷蔵庫につきましてやはり20年以上経過しておりまして、去年もやはり120万円程度の修繕費を要しております。

したがいまして、機械設備については、一昨年のリニューアル工事ではほとんど手がつけられていないと。要は、外見の塗装ですね、これも下処理はしてございません。したがいまして、一昨晚の雨でもやはり雨水が漏れております。そのほか多々ありますので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。

ただ、その時点で支障のないように修繕をしておりますので、業務に支障のないようにしておりますので、その点につきましてはどんどんご利用いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（滑川公英） 嶋田委員。

委員（嶋田哲純） 支配人、申し訳ないですが、もう一点、食彩の宿いいおかがいいおか荘となるのは、やはり今までのお客様……

（発言する人あり）

委員（嶋田哲純） わかりました。

委員長（滑川公英） ほかに。

伊藤委員。

委員（伊藤 保） 今、いいおか荘の中を見てもと土産物がかなり置いてありますけれども、この土産物の業者は何社ぐらい入っているのか1点と、それから、あれはこの間お聞きしたところ、買い上げるという部分じゃなくてリースという形になっておりますけれども、全部リースなのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。要するに、売れた分だけマージンが入るといふ形なのか、あとは返却できるのかどうかという部分です。それをちょっとお聞きします。

委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 業者数でございますけれども、毎日増やしておりますので、きょうも2件ほど増やしましたので、現在25社ぐらいになっております。

それから、従前の土産の専門業者、これらについては従来からの方法でやっておりますけれども、それはうちのほうが買い取る形で、ただし、賞味期限等がございますので、期限が来たものについては交換していただくと。それから、新たに浜辺の駅あさひとして売店のほうで増やしたものがやはり20社ぐらいありますので、そちらについては、5月いっぱいには販売委託料が約20%ということをお願いをしております。ただし、市内の福祉施設等につつま

しては、福祉施設等の製品も取り扱っておりますので、それらについては例外としております。

その20%の委託販売手数料というのが高いかどうかということなんですけれども、実は、いろんな、うちのほうでイベント等を行いますと、土産物の全商品を10%割り引き等を行いますので、したがって、20%いただいているということでございます。

製品については、賞味期限等にかかわらず、業者のほうで責任を持ってもらうと。それから、冷凍冷蔵庫等についてもすべて持ち込みで、うちのほうは一切負担をしておりません。要するにリスクが全くないという状況で進めております。

以上でございます。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） 1つだけお聞きしたいと思いますが、一般会計からの補助金1,443万2,000円、プールが412万2,000円ありますけれども、名称は観光拠点何とか何がしということで、1,031万円、新規で一般会計から補助金を受けるわけなんですけれども、その金額に対するやはり何かの根拠等があればお知らせ願いたいと思います。

そして、22年度で一般会計に、借り入れてあった2,000万円を返還するわけでございますけれども、その辺との関係があるのかどうか。

委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） あくまでも、この前、本会議のほうで説明いたしましたけれども、1,443万2,000円の内訳は、一般会計の補助金なんですけれども、社会体育施設として412万2,000円、これはプール修繕費等を含めて、委託料も含めてございます。それからもう一点は、1,031万円につきましては、市のほうから現在の観光拠点施設としての補助金でございます。

それから、2番目の2,000万円の返還の関係ですけれども、これとは一応直接的ではないというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） 支配人のそこで兼ね合いがあるなんていうことだったらとんでもない話になりますので、まずないと思います。しかし、新規事業として始まった事業ですので、何か一般質問の中で、一時的なものであるという、新年度以降、22年度以降、23年、24年という形で、考えられないと思うんですけれども、その辺は営業努力の中でカバーすることにな

ろうかと思えますけれども、そういう形で理解しておいてよろしいんでしょうかね。

委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） そのような形でご理解をいただきたいと思えます。

ただ、1点、経営状況につきましては大変厳しい状況となっておりますので、ぜひご利用をいただきたいと思えます。

以上でございます。

委員長（滑川公英） そのほかに。

高橋委員。

委員（高橋利彦） 今の問題ですが、一般会計から1,400万円ほど出ていますが、観光拠点づくりということになれば、これは将来的にもこの補助金は一般会計から出ていくのか、それと同時に、その観光拠点づくりというのはどういう事業をやっていくのか、具体的にお答えいただきたいと思えます。

委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 1点目でございますけれども、この今回の補助金は、たしかご説明いたしたと思えますけれども、初めての補助金でございます。継続性につきましては、私のほうでは、継続するかどうかというのは現時点では分かりません。

それから、観光拠点とはどのようなことかということでございますけれども、現状におきましては、いいおか荘の付近につきましてはいろいろな百選になっております。例えば日の出百選、夕日百選、夜景百選、富士見百景、浜辺百選でございますが、というようなことで、1階の部分でも、まさに浜辺の駅ですね、浜辺のレストラン、あるいは宿泊施設というようなことで、天気の良い日ですと自然に現在でも集まってきております。きょうもかなりの皆さんがお見えになっておりますけれども、現状においては、具体的にどのようなことかと申しますと、現状でも、宿泊施設でありレストラン、あるいは売店等を備えております。それから、トイレ、それから日帰り入浴等を備えておりますので、観光拠点の施設としては、どれをとっても当てはまるのではないかというふうに、どれを整備しても私のほうは理解しておりますけれども。

以上でございます。

委員長（滑川公英） 高橋委員。

委員（高橋利彦） いずれにしても、観光拠点づくりであれば、これは1年だけじゃ困ると思うんです。本来なら補助金として。それで、こういう観光地は当然のことで、それらがあ

って当然なんです。それが付加価値だと思うんですよ。ですから、これだけの1,000万円からの補助金をせっかく市から出してもらうんですから、有効活用していただきたいと思います。

委員長（滑川公英） ほかには。

（「なし」の声あり）

委員長（滑川公英） じゃ、特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

議案の審査は途中ですが、ここで40分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時40分

委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） 議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算のうち農水産課所管の主な事業についてご説明申し上げます。

初めに、繰越明許費の補正について申し上げます。補正予算書の6ページをお開きください。

6款1項農業費の中で記載の3事業について繰り越させていただくものであります。

農業振興事務費の664万2,000円は、平成19年度から進めてまいりました農業振興地域整備計画の全体見直しに係る策定支援業務委託に要する費用を繰り越すものでありまして、事前協議が延びたことにより、委託した業務のうち計画策定後の印刷業務等が未完了となるため繰り越すものであります。

2番目の経営構造対策事業の4,179万円は、萬力 期の土地改良事業区域内で実施している三軒家ライスセンターの乾燥調整貯蔵施設が、用地の手当て等で予定外の時間を要し、年度内に竣工できなくなったため繰り越すものであります。

3番目の保安林植栽事業1,100万円は、今回の補正できめ細かな臨時交付金を活用して計上させていただいた飯岡地先の防風柵設置工事について、その全額を繰り越すものでありま

す。

次に、歳出についてご説明いたします。22ページをお開きください。

1項3目農業振興費、経営構造対策事業の減は、予定していた三軒家ライスセンターの入札、契約の結果、事業費が減となったため、差額を補正するものであります。

4目畜産振興費、地域バイオマス利活用推進事業の減は、応募していた組合の一つから、経済情勢及び生産環境の変化から事業を辞退したい旨の申し出があったことによるものであります。

23ページ、5目農地費、広域農業基盤整備事業の増は、県事業で実施している6つの土地改良事業と楠木川の改修事業について事業費の変更があったことによるものであります。

以上で農水産課関係は終わります。

委員長（滑川公英） 建設課長。

建設課長（北村豪輔） それでは、議案第11号について補足説明を行います。

初めに、6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の8款2項について説明いたします。

道路維持補修事業、交通安全施設補修事業、橋梁維持補修事業は、国の第二次補正予算、地域活性化・きめ細かな臨時交付金に基づく3事業で、補正予算成立後の事業実施となるため、年度内の発注ができないためです。

次に、新設改良事業とH-1-002号線の交通安全施設整備事業です。物件移転等について不測の日数を要したためです。

次に、蛇園南地区流末排水整備事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業、旭中央病院アクセス道整備事業については、関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

次に、24ページから25ページをご覧ください。

初めに、道路維持費の説明欄1の道路維持補修事業です。これは、国の第二次補正予算に関する事業で、老朽化した舗装や破損した道路の維持補修をするために調査、設計、工事を行うものです。

次に、説明欄2の交通安全施設維持補修事業も、国の第二次補正予算に関する事業で、市内の交通安全施設の整備等を行うものです。

次に、新設改良費の説明欄1の旭中央病院アクセス道整備事業です。工事請負費の執行残と用地購入費及び補償費の減額を行うものです。

次に、説明欄 2、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、調査・設計委託料の執行残を減額するものです。

次に、25ページをお願いいたします。

橋梁維持費の説明欄 1 の橋梁維持補修事業です。これも国の第二次補正予算に関する事業で、老朽化した橋梁の補強工事を行うための調査・設計の委託料と工事費であります。

以上です。

委員長（滑川公英） 都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） 都市整備課所管の補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。若干長くなりますが、ご了承をお願いいたします。

初めに、補正予算書の 6 ページをお願いいたします。

第 2 表の繰越明許費の追加についてご説明をいたします。

8 款 3 項都市計画費におきまして、6 つの事業を繰り越すものでございます。

1 点目は、都市計画マスタープラン策定事業 772 万 8,000 円でございます。この事業は平成 19 年度から 3 か年計画で進めてきたものでありまして、今年度は最終年度となるわけですが、これまで市民の代表等で構成される策定委員会並びに都市計画審議会におきまして基本方針についてご意見をいただいております。マスタープランの策定作業は終了したんですが、今後の都市計画変更に向けた都市計画原案等の作成作業に遅れが生じる見込みとなりましたので、出来高部分を差し引いた額を翌年度に繰り越すものでございます。

2 点目の駅周辺環境整備事業、3 点目の旭駅前広場等整備事業、4 点目の干潟駅前広場整備事業は関連がございますので、併せてご説明させていただきます。2 点目の駅周辺環境整備事業は、JR 旭駅と干潟駅のトイレを改築するものでありまして、国の二次補正予算によるきめ細かな臨時交付金を活用して整備を予定するものでありまして、その全額を繰り越すものであります。3 点目と 4 点目は、2 点目で申し上げました 2 つの駅の改築に伴う実施設計料の負担金でありまして、これまで JR 千葉支社と協議を進めてまいりましたが、トイレの詳細等について協議に時間を要しましたので、その全額を繰り越すものでございます。

5 点目は、袋公園整備事業 1,327 万 9,000 円の繰り越しであります。本年度の当初予算におきましては、国庫補助事業として 3,000 万円の工事費と国庫補助金として 1,500 万円を予定しておりましたが、工事の入札を執行した結果、補助対象事業費の 3,000 万円を大幅に下回る結果となりまして、結果として国庫補助金を受けられない状況になりました。そこで、この間、国、県、当局に対しまして、補助金の獲得に向けて再三にわたって協議を行ってまいり

ました結果、平成22年度が事業認可の最終年度となりますので、この際、本年度の執行残となった事業費と国庫補助金500万円を合わせて翌年度に繰り越すことによりまして、本年度分の国庫補助金枠の総額1,500万円を確保できる見込みとなりましたので、翌年度に繰り越すものであります。

最後に、6点目の海岸環境整備事業につきましては、矢指川周辺の海岸にトイレを設置するものでありまして、きめ細かな臨時交付金を活用して整備を予定し、その全額を繰り越すものでございます。

続いて、歳入について申し上げます。13ページをお願いいたします。

15款2項1目1節の土地売払収入は、1,234万円であります。この土地の売り払いは、旭駅前広場内の地権者1名が旭駅東側の市有地に移転していただくことが決まりましたので、その代替地として譲渡したものでございます。面積は200平方メートル、単価は6万1,700円、平方メートル当たりでございます。

続いて、歳出について申し上げます。25ページをお願いいたします。

初めに、8款3項1目都市計画総務費について申し上げます。

今回の補正は、説明欄1、駅周辺環境整備事業に7,404万2,000円を追加するものでありまして、先ほど繰越明許費でご説明をいたしました。旭駅と干潟駅のトイレをそれぞれ改築するものであります。また、その整備はJR千葉支社に委託するものでございます。

次に、都市計画費の2目街路費について申し上げます。

説明欄1、街路整備事業（谷丁場遊正線）は、5,200万円の減額補正であります。当初予算において工事を予定した箇所の用地が取得できませんでしたので、今回減額補正をお願いするものでございます。

次に、説明欄2、旭駅前広場等整備事業でございますが、この事業は旭駅東側に通路を整備しているものでありまして、これまで県警や旭警察署等と道路の計画について協議を進めてまいりました。その結果、車や歩行者の安全な動線を確保するためには、JR用地を取り込んだ道路計画が必要であるとの指導を受けましたので、この間、JR側と協議を行いまして、今般補正をお願いすることとしたものでございます。土地購入費は575万1,000円でありまして、面積は159.75平方メートル、単価は1平方メートル当たり3万6,000円を予定してございます。

次に、説明欄3、干潟駅前広場整備事業は、387万円の減額補正でございます。この事業は、平成20年度予算におきまして基本設計を実施し、本年度は実施設計等の予算をいただい

ていたものでございます。この駅前広場の整備については、より実現性のある計画とするために、実施設計を発注する前にあらかじめ事業の具現性について検討を行うことといたしました。この間、基本設計をベースにいたしまして、職員が自ら作成した計画案を基に、県警をはじめ県当局と交通規制や補助採択の両面から幾度となく協議を進めてきたところでありますが、現状の形態では、道路法に示される構造基準等を満たすことができず、また、奥行きが狭いために整備効果についても多くは期待できないこと、さらには、一番重要となる補助事業にも該当はしないという指導を受けたものでありまして、また、実際に整備を行う場合にはJR用地を取得しなければならないために、事業費ベースでは約1億円の事業費が必要となってくると。こういう状況の中で、この際、いま一度、財源等も含めてしっかりと検討を行うことが望ましいと考えまして、実施設計の執行を見送ることとしたものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

4目公園費であります。

説明欄1、文化の杜公園整備事業7,421万5,000円の減額は、工事請負費をはじめとする予算の執行残を減額するものであります。なお、19節の負担金補助及び交付金の転用決済金の増は、当初の予定より用地取得が進んだことにより、予算に不足を生じたものでございます。

都市整備課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長（滑川公英） 質疑に入ります。

質疑ございませんか。

宮澤委員。

委員（宮澤芳雄） 1点お伺いします。

22ページの6款4目畜産振興費の地域バイオマス利活用推進事業、このマイナス分というのは、例の補助金をいただいたふん尿の処理の施設でしょうか、お伺いします。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 先ほども申し上げましたとおり、前年度、補助事業を受けて事業を実施したいと言って手を挙げておりました組合のうち1つが、経済状況がどうも今の時点では新たな投資はできないということで、いわゆる手をおろしたということで、その予定していた事業費すべてを減額するものであります。

委員長（滑川公英） 宮澤委員。

委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。私の記憶のとおりでありました。

完成度は、もうすべて終わりましたでしょうか。そのほかの、残りじゃなくてやめなかった部分の。お願いします。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 今月終わる予定で、今、最後の詰めをしているところであります。

委員長（滑川公英） 宮澤委員。

委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。

委員長（滑川公英） ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

下水道課長（佐藤邦雄） 本議会で補足説明をいたしました以上にはございません。よろしくお願いします。

委員長（滑川公英） 質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

水道課長（横山秀喜） それでは、議案第15号の補足説明をさせていただきます。

お配りの資料の旭市議会建設経済常任委員会説明資料ということで、公的資金補償金免除繰上償還に係る平成21年度公営企業経営健全化計画をご用意いただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、一番大きな目的は、この繰上償還に係る補正予算をすることです。ほかの補正項目につきましては、この際ということで、補助金の確定したもの、それとか工事、修繕費、それらの確定したものについて整理をしたというのが主なものになりますが、中心は繰上償還に係るものということになります。

この経営健全化計画ですが、昨年も同時期に3月の補正予算にて20年度分の公営企業経営健全化計画ということでご説明させていただきました。これにつきましては、免除繰上償還に係るものについては、この計画を作って議会に報告し、市民に報告しなさいというようなことになっています。

1枚めくっていただきまして、健全化計画の概要ということでここにポイントだけ記載し

でございます。それを朗読させていただきたいと思います。

平成21年度に実施する「公的資金補償金免除繰上償還」にあたり、平成20年度の公営企業経営健全化計画の内容に追加して、総務大臣及び財務大臣に対し申請したところ、平成21年11月に承認を受けましたので報告いたします。

「公的資金補償金免除繰上償還」は、公的資金を繰上償還するにあたり提出する「公営企業経営健全化計画」の内容が、総務大臣及び財務大臣から、「当該地方公共団体の行財政改革に資するものであると認められる場合」において承認され、平成19年度から平成21年度の3か年度に限り、「補償金なし」で公的資金の繰上償還及び借換ができるものです。

本市におきましては、既に、総務大臣及び財務大臣から承認を受け、平成19年度に旧公営企業金融公庫資金2,435万4,491円の繰上償還及び2,420万円の借換を実施し、平成20年度に旧公営企業金融公庫資金280万5,799円の繰上償還、旧資金運用部資金7億7,455万8,299円の繰上償還及び7億7,450万円の民間資金への借換を実施したところでありますが、平成21年度に償還予定の、年利5%以上の「旧資金運用部資金の対象残債分」5億4,024万2,335円に対する繰上償還及び5億4,010万円の借換の承認を追加して受けましたので報告するものです。

これが、計画を策定するに至った概要でございます。

内容ですが、下の記のところを見ていただきたいんですが、3年間の借り換えをした部分が表になってございます。結果的に、右側で、軽減される利子ということで載っています。参考までに説明させていただきますと、19年度は111万947円、これも借り換えていますので、確定です。ちなみに、借り換えた利息は2.4%でした。20年度につきましては、1億6,860万6,634円、これは、千葉銀のほうから7億7,450万円を一括で借りまして、利息が0.639%でした。今年度、21年度ですが、当初予算のところ当初予定しましたのが1億954万9,977円、今回補正させていただきたい金額が、国のほうに承認をいただきましたので、5億4,024万2,335円を追加するというもので、合計で6億4,960万円、これを借り換えする補正の内容になっています。見込みですが、まだこれから借りるといふようなことから、仮に借り換えの利息を1%と見込んだ場合の仮算定で、効果としては9,172万6,237円の利息が軽減される予定でございます。

次ページ以降につきましては、これの追加した分につきまして数字が変わる部分が、去年の計画と変わったということで、説明のほうは省略させていただきます。

ただし、注意していただきたいのは、この計画を策定したのが19年度です。ですので、記

載されています19年度から21年度の予算等の数値につきましては、実際の決算数値、予算数値には訂正してございませんので、数字が違っていることを申し添えたいと思います。

以上でございます。

委員長（滑川公英） では、議案第15号についての質疑を求めます。

（「なし」の声あり）

委員長（滑川公英） よろしいでしょうか。

特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） 本会議で補足説明をした以外に説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長（滑川公英） 質疑は。

（「なし」の声あり）

委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 特にございません。よろしくお願いいたします。

委員長（滑川公英） いかがでしょうか。

嶋田委員。

委員（嶋田哲純） 先ほどは失礼しました。

食彩の宿いいおかを「食彩の宿いいおか荘」に改めるのはどういうわけで、もし分かればお願いします。

委員長（滑川公英） 国民宿舎支配人。

国民宿舎支配人（堀川茂博） 補足説明でも申し上げましたけれども、以前の名称変更を踏まえながら、施設の呼びやすさや親しみやすさを考慮して、要は現在の食彩の宿いいおかに「荘」を加えるものでございます。これにつきましては、現在の名称ですと簡単に呼べないと、これは委員会での意見でございますけれども、食彩の宿いいおかは長過ぎると。じゃ、省略しますと飯岡の市民が、いいおかへ行ってきたでは、これでは通じませんので、従来の名前で簡単に呼べるようにいいおか荘というふうに改めると。

ただ、以前は漢字でございましたけれども、平仮名のまま、ですから現状の看板等につき

まして、荘を加えるだけで修正もかなうと。やはりいいおか荘というのは、国民宿舎としては非常にブランドとなっておりまして、リピーター客が非常に多いと。名称を変更したことによってリピーター客が施設を誤りやすいというようないろんなご意見の中から、委員会のほうも再三の審議を重ねた結果、荘を加えるのが適正であろうということで、費用につきましてもほとんどかからないということで、ご理解をいただきました。

ちょうど名称の変更については、一昨年1月に変えたわけですがけれども、応募者数は333人で、件数としては356件ございました。その中に、従来の名前の飯岡荘というのが14件もございました。さらには、荘という名前が使われたのも88件もございました。現在の食彩の宿いいおかというのは、ストレートで名称が応募者に的中したものはございません。いろんな経緯があって名称変更されたわけですがけれども、その経緯も踏まえた上で、先ほど言いましたように、呼びやすさ、親しみやすさを早い時点で取り戻そうという理由でございます。

以上でございます。

委員長（滑川公英） 嶋田委員。

委員（嶋田哲純） 私も、いいおか荘が呼びやすくして親しみやすい名前だと思います。

以上です。

委員長（滑川公英） ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（滑川公英） では、特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 今回の土地開発公社の定款の変更につきましては、本会議でも申し上げましたけれども、土地開発公社の透明性の確保の観点から、キャッシュフロー計算書の様式を付け加えると、様式をつけなさいという部分の改正でございます。これが平成17年1月21日付で改正されてなぜ今かということにつきましては、経過措置がございまして、当分の間は従来のままでよろしいという部分がございました。しかしながら、相当程度の期間が経過しているということでありまして、平成21年度の決算から実施に移すことというふうになりましたので、21年の決算を今作りますので、今回提案したものでございます。

それから、資産の部分ですが、基本財産及び運用財産というふうでございます。これにつきましても、運用財産につきましては、基本財産以外のものをいうふうになっておりまして、土地開発公社の場合、運用財産は必ずしも必要ではないということの中において、

現実に運用財産のある土地開発公社はほとんどないということから、現実に即して運用財産の表記を削除するものでございます。

以上です。

委員長（滑川公英） 質疑ございませんでしょうか。

日下委員。

委員（日下昭治） 定款の改正については、より分かりやすくということになるためにやると思います。しかし、先ほど1号、一般会計の中で議論させていただきましたけれども、やはり土地開発公社業務方法書等の縛りがあるわけでございます。今、先ほども、時代背景等を含めますとどうなのかと、土地開発公社が必要なのかということもありますし、ここに先行取得をする理由があるわけですね、原則としておおむね5年以内に当該土地に係る公共施設等の整備事務を具体化することであることとか、それから事業計画の遵守において、取得する土地は当該取得の年度から10年以内に買い取られることが確実であること。そうしますと、今、現実的にはそのような形でいっていないんじゃないかと思います。かなり古い土地もあるようでございますので、やはりその定款変更は、これはそれでいいとしましても、将来を考えたときには、やはり土地開発公社そのものを考える必要があるんじゃないかなと思います。その辺は副市長のほうがいいかなと思いますけれども。

委員長（滑川公英） 商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 土地開発公社の問題でございますけれども、今、確かに今おっしゃったように、5年以内という部分が基本的にございます。ですから、文化の杜、谷丁場遊正線等々につきましては、すべて5年以内で一般会計に買い戻していただいております。それ以前の土地は確かにございます。土地開発公社の意義という部分でございますけれども、土地開発公社につきましては、当然、公拡法の趣旨に沿って作ったものでありまして、公共用地を効果的に取得できることを目的に設置するという部分でございます。過去におきましても土地開発公社につきましては、事業の円滑化と事業の抑制という2つの役割は担ってきたというふうに思っております。

土地開発公社につきましては、公拡法が47年にできまして、その中で、そのときに応じて旭市開発振興公社という部分を48年に作りました。その後、今度は56年に土地開発公社を設立したわけでございますけれども、56年に土地開発公社を設立しまして、57年に鎌数工業団地のB地区の造成を行ったわけでございます。これは、57年から61年3月まで、旭市の発展のために企業誘致は必要だという部分の中で、土地開発公社を設立しまして、B地区に工

業団地を造ったという部分もございます。

そこで、現在、こういう経済状況の中で、あまり必要ではないのではないかとということもございませぬけれども、私からそのことについて直接お答えはできませんけれども、従前の公社のメリットという部分についてちょっとお話をしたいと思います。

まず、公社につきましては、民間の金融機関から自由に資金が借り入れできると。これは一般会計ではできませんけれども、公社は事業目的の中で自由にできるという部分もございませぬ。

それから、公共用地先行取得事業債という部分も、確かに先行取得する場合の一般会計で持つ場合もございませぬけれども、この事業債では十分に措置できない長期にわたる先行取得も可能であるという部分の中で、土地開発公社が必要だという部分でもあると思います。

それから、あくまでも事業目的という部分はございませぬけれども、用途が未確定の土地につきましても将来の事業のために確保しておくことができるという部分で、一般的には、事業の施行に伴って、値上がりする前の取得が可能だという部分もメリットでございませぬ。

それから、代替地の問題ですけれども、公社の場合は代替地の取得も確保できると。ですから、事業予定地の周辺の土地も取得することができますし、周辺の地域整備、開発の利益の吸収もしやすいというメリットもあるのかなと。そういう部分が、メリットの中で考えられるという部分だと思います。

そこで、先ほど議員からもお話がございましたけれども、地価の高騰、バブル経済の場合には、当然、その価値が見出されているわけですからけれども、現在、土地のほうは下落傾向という部分もあって、ようやく落ちついてきたのかなという状況であります。確かにこのように地価が下落を続けていきますと、土地を先行取得するという部分については、高い土地を事前取得するということもあり得ます。そうなりますと、事業費の抑制という目的にはそぐわないという部分も出てきます。しかし、旭市が市民のために公共事業を実行するためには、たとえ取得費が高かったとしましても、事業の円滑な推進を実現するためには、必要となる事業用地を事前購入しておく必要性は否めないというふうに考えております。

現在におきましても土地開発公社は、公共事業の円滑な推進に寄与するという使命は失ってはいないのではないかなというふうに担当は考えます。

以上です。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） 今までは、そういった十分役目は目的に達してきたと思うんです。しか

し、そういったものが、例えば開発公社がなかった場合には何もできないのかということ、そうではないでしょうか、その辺を含めて、これからのものを考えたときにはどうなのかなと。

例えば千葉県内に開発公社等の数、すべてが開発公社を持っているわけじゃないんですね、隣の銚子市は持っていない。そのようなことを考えて、だから銚子市の場合には何もできないかということではないと思いますので、役目は役目なりに達したときには、再度、やはり行政のスリム化ということを考えてときには、いろいろな面で議論しながら検証し、そして、必要であれば継続するし、この辺を見直すべきであろうということなら見直しが必要じゃないかなと思いますので、今、課長のほうでは多分答弁は難しいということですので、副市長、その辺のお考えをお願いいたします。

委員長（滑川公英） 副市長。

副市長（増田雅男） 貴重なご意見ありがとうございます。また、開発公社の理事会等の中でも、こういう意見がありましたということをご報告させていただき、また検討していきたいと思っております。

以上です。

委員長（滑川公英） そのほかに質疑は。

（発言する人なし）

委員長（滑川公英） では、特にないようですので、議案第32号の質疑を終わります。

ここで地方自治法第117条の規定により、議案第35号に関係いたします高橋利彦委員、日下昭治委員の退室を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時18分

（高橋利彦委員、日下昭治委員退室）

再開 午後 4時18分

委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第35号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

都市整備課長（伊藤恒男） 議案第35号につきまして補足をさせていただきます。

内容は、指定管理者を継続して旭市福祉協会に指定しようとするものでございますが、平成22年度から指定管理料を改めることといたしました。

その内容は、これまでパークゴルフ場施設本体に係る維持管理費につきまして、一般会計において毎年約845万円ほどの予算を計上しておりました。この際、この維持管理費を指定管理料に上乘せすることとしたものでございます。

その内容であります。平成20年度決算におきまして、予想を大幅に上回る利用者があったことから、約806万8,000円の繰り入れがあったものでございます。また、本年度におきましても、平成20年度と比較しますと現時点におきまして月平均で約600人の利用増となっております。ちなみに平成20年度は、月平均2,364人でありました。これは9か月間でありませう。21年度が2,991人という状況になっておりまして、約600人の利用増となっております。つまり、平成21年度の決算におきましても同額程度の繰り入れが見込まれるところでございますので、また、指定管理者選定委員会におきまして審査をいただいた際にも、この際、指定管理料に維持管理経費を上乘せすることが適当ではないのかと、こういうご意見をいただいたところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（滑川公英） 担当課の説明は終わりました。

質疑ございましたらよろしくお願ひいたします。

（「なし」の声あり）

委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第35号の質疑を終わります。

ここで高橋利彦委員、日下昭治委員の入室を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 4時20分

（高橋利彦委員、日下昭治委員入室）

再開 午後 4時20分

委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第36号について、担当課より補足して説明がありましたらお願ひいたします。

建設課長。

建設課長（北村豪輔） 本会議で説明したとおりですので、よろしくお願いたします。

委員長（滑川公英） 質疑がありましたらお願いたします。

日下委員。

委員（日下昭治） 1点お聞きしておきたいなと思いますけれども、これは市道認定、変更ということですが、今、中央病院アクセス道を工事していますけれども、あそこの市道は認定されているんですか。

委員長（滑川公英） 建設課長。

建設課長（北村豪輔） 認定されております。

（「何号ですか。バイパス、国道の所」の声あり）

建設課長（北村豪輔） はい、01 - 032です。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） それと、飯岡海上連絡道の件ですが、地域活力基盤創造交付金事業ということで計画が出ましたが、当初、ちょっと私は勘違いしているか分かりませんが、それはなかったですか。最初からこの一本の事業でしたっけ。

委員長（滑川公英） 建設課長。

建設課長（北村豪輔） 最初は2つの事業で要望していたんですけれども、道整備交付金というのが廃止になりましたので、一本の事業になりました。

（「道……」の声あり）

建設課長（北村豪輔） はい、道整備交付金という事業で、2本に分けて要望していたんですけれども、道整備交付金事業が廃止になりましたので、地域活力基盤創造交付金事業で一本になりました。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） 道整備交付金事業は、全くもうないということですか。でも、この事業に関してはないということになるのか、それともその事業そのものが国で廃止されちゃったということ。

委員長（滑川公英） 建設課長。

建設課長（北村豪輔） 取りあえず旭地区に関してはそれはないということで、あと銚子市が何か該当するものがあるみたいですが、これから継続して何年かでやると、すぐ終

わる、2年ぐらいで終わるといふ事業であれば、継続して道整備交付金事業があるんですけども、この事業は26年までかかりますので、新たな申請に関してはなくて、この道整備交付金事業に代わりまして、地域活力基盤創造交付金事業でという形になっております。

委員長（滑川公英） 日下委員。

委員（日下昭治） 確かに短期で、2年か3年ですか、この道整備事業交付金、長期にわたるものには該当しないということになるわけですね。なくなったんじゃなくて該当しないと分かりました。

委員長（滑川公英） ほかに質疑は。

日下委員。

委員（日下昭治） そっち側のほうに集中していて申し訳ありません。

それと、今、その道路を認定する際、全くない所を認定するわけですよ。田んぼなり宅地もあろうかと思ひます。例えばそういう所を認定した際に、例えば買収等の予定地として買収されちゃえば、それはそれでそこで異動はないわけですけども、そうでなく、全くない所を認定して、地権者に同意を得られない、また、個人の持ち物ですから同意を得られないとか、その辺はどういう対処をするんですかね。例えば代執行なんていうのもありますけれども。

委員長（滑川公英） 建設課長。

建設課長（北村豪輔） 取りあえず認定するには、まず税の控除が該当いたしますので、税の控除を受けるには路線認定をしなければなりませんので、ですから、その例えば認定して買えないとかという場合もあるかもしれませんが、例えば起点と終点を認定して、その中で動くということになりますので、それは大丈夫だと思います。

委員長（滑川公英） いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

委員長（滑川公英） 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わります。

議案の採決

委員長（滑川公英） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成22年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成22年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 賛成少数。

改めて採決いたします。

否決とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 可否同数。

可否同数であります。よって、旭市議会委員会条例第17条の規定により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

議案第6号について、委員長は否決と裁決いたします。

議案第7号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成22年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成21年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成21年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成21年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市土地開発公社定款の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで地方自治法第117条の規定により、議案第35号に関係いたします高橋利彦委員、日下昭治委員の退室を求めます。

(高橋利彦委員、日下昭治委員退室)

委員長(滑川公英) 引き続き議案の採決をいたします。

議案第35号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここで高橋利彦委員、日下昭治委員の入室を求めます。しばらくお待ちください。

(高橋利彦委員、日下昭治委員入室)

委員長(滑川公英) 引き続き議案の採決をいたします。

議案第36号、市道路線の認定、廃止及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(滑川公英) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

委員長(滑川公英) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

商工観光課長。

商工観光課長(神原房雄) それでは、所管の報告をいたします。

長熊釣堀センターにつきましてちょっとお話ししたいと思います。

昨年4月に新装になりまして、入場者につきましては大変ご心配をおかけしましたけれども、最近では良型のヘラブナがよく釣れまして、大勢の釣り客でにぎわっております。順調に推移しているというところでございます。

2月末現在の入り込み数につきましては1万1,903人、19年度に比較しますと、3,913人、48.97%の増というふうになっております。当然、使用料につきましても、2月末現在で1,188万3,000円、19年度は1年間で870万円でしたので、かなりの使用料の増額になっております。

平成22年度につきましても、4月1日に1周年記念の無料開放を実施する予定でおります。今後も春秋の釣り大会等のイベントを予定しております。県内外から多くの釣り客を迎えるよう努めてまいります。

また、将来的な釣堀センターの管理でございますが、指定管理者制度を含めた民間委託につきまして引き続き検討していきたいと考えております。

そのほか、恒例となっております袋公園の桜まつりにつきましては、4月3日にイベントを実施いたします。よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（滑川公英） 農水産課長。

農水産課長（林 清明） 農水産課からは、米の戸別所得補償制度についてご報告いたします。

皆さんもご存じだとは思いますが、マスコミでは、10アール当たり1万5,000円が補償されると、そのことばかりが広まってしまっている感があるんですが、概要についてもう少し詳しくお話し申し上げます。

仮に1町歩の農家があったといたします。この戸別所得補償制度は、生産数量目標に従って生産するというのが条件となっておりますので、仮に減反しなければいけない面積が4反歩あったと、主食用の米を作れる面積が6反歩だったとしますと、主食用の米を6反歩作ってもらいます。残りの4反歩については、例えば飼料米でもいいですし、ホールクroppでもいいですし、そういった自給率向上になるような作物を作っていただくと。そうした場合に、主食用の米を作った6反歩、これのうち自家消費及び縁故で消費するだろう10アール分を差し引いた50アール、5反歩分について、10アール1万5,000円の補償をするという制度であります。そういった意味で言いますと、例えば1町歩の農家だったら、1万5,000円だから15万円くれるのかという話になるんですが、そうではないということをご理解いただ

きたいと思います。

ただ、今申し上げました、その主食用を6反歩作り、減反分の4反歩を仮に旭市で飼料用米を作ったとしますと、農家手取りの部分は、1町歩全部主食用の米を作って、仮に1万3,000円ぐらいの値段で売ったということにしますと、全部主食用の米を作って売ったのに比べて、生産数量目標に従って生産して一部を飼料米ですとかを作った農家と収入を比べると、非常にざっくりとした計算にはなりますけれども、約1町歩で10万円強の所得差が出ると、所得補償制度に乗ったほうが1町歩で10万円ぐらいの増収になるという制度であります。

もし市民の方々、農業者の方々からお尋ねがありましたら、そういった概略をお話しただきまして、詳しくは農水産課のほうへというふうにご案内いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

委員長（滑川公英） 下水道課長。

下水道課長（佐藤邦雄） 下水道課からは、平成21年度に発注いたしました面整備工事の進捗状況についてご報告いたします。

平成21年度に発注いたしました、二袋地区周辺8.9ヘクタールの面整備工事につきましては、3月25日工期で順調に進捗しており、3月末には新たな供用開始区域となります。新たな供用開始区域につきましては、3月1日号の広報あさひに掲載し周知を図っているところであり、また、職員による戸別訪問や指定工事店等を通じた普及促進を図ってまいります。

下水道課からの報告事項は以上でございます。

委員長（滑川公英） 何か聞きたいことがありましたら。

（発言する人なし）

委員長（滑川公英） では、特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

委員長（滑川公英） 次に、陳情の審査を行います。

商工観光課、農水産課以外は退室してください。ご苦労さまでした。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時33分

委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました陳情は、陳情第2号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情、陳情第4号、食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情の2件であります。

これより、付託陳情の審査を行います。

初めに、商工観光課より参考意見がありましたら、お願いいたします。

商工観光課長。

商工観光課長（神原房雄） 最低賃金につきましては、国の制度として最低賃金法に基づき決定しているものでございまして、私のほうからは、最低賃金の状況についてお話をいたします。

最低賃金につきましては、厚生労働省が都道府県におきます審議会、地方最低賃金審議会の答申を受けまして、毎年10月ごろに改定しているものでございます。

21年度の千葉県の最低賃金につきましては、時間728円、この額は47都道府県の中では7番目に高い額となっております。ちなみに、1位は東京で791円、2位は神奈川で789円、3位は大阪で762円、4位が埼玉で735円、最低額につきましては、佐賀、長崎、宮崎、沖縄で629円というふうになっておりますので、千葉県については高い賃金というふうになっております。

728円の根拠でございますけれども、この根拠につきましては、数式を当てはめるというものではありませんで、中央最低賃金審議会の目安、それから各種統計資料、それから賃金審議会の中の労働者、使用者、公益代表者の話し合いで決めているということでございます。

また、最低賃金の決定については、20年7月の最低賃金法の改正の中で、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性にも配慮するということになっておりまして、これらも考慮した中で、昨年度の723円に5円をプラスして728円というふうになったものでございます。

以上です。

委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

それでは、審査をお願いいたします。

伊藤委員。

委員（伊藤 保） 今、この不景気の中で、政府がまだ景気対策を示していません。その中で、この不景気の中で、企業の経営体力が非常に弱まっている中で、時給1,000円というのはどうかと思います。

それと、この時給1,000円になると生活保護者の基本のお金のほうも上がってきますので、国にはお金がないという状況の中で、かなり財政が苦しくなるものと思いますので、私は反対をいたします。

委員長（滑川公英） いかがでしょうか。

（発言する人なし）

委員長（滑川公英） 特にないようですので、陳情第2号の審査を終わります。

続いて、陳情第4号について、農水産課より参考意見がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

農水産課長（林 清明） 提出されました、食品表示制度の抜本改正についての国への意見書提出を求める陳情についてご報告申し上げます。

まず、食品表示に関する法律は、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆるJAS法、それから不当景品類及び不当表示防止法、計量法、健康増進法、薬事法、これら6つの法律が関連すると思われれます。その中で今回の陳情に中心的に関係するのは、食品衛生法とJAS法の2本と考えられます。

これらの法律で規制されている事項、表示が義務づけられているものにつきましては、原産地表示につきましては、キノコですとかもち、あるいはフライ類等のもので20品目と、それ以前、従前から表示が義務づけられていた、ウナギですとかカツオの削り節ですとかの4品目、計24の加工食品について義務づけられているということでもあります。

それから、遺伝子組み換え食品の表示、これも義務づけられているものは、大豆、トウモロコシ、菜種、バレイショ等の作物を使った加工食品ということで、おおむね30種類強の加工食品について義務づけられているということでもあります。

クローン由来につきましては、今のところ義務づけられているものがないということだそうでもあります。

今回の陳情につきましては、この原産地表示を全加工食品に広げようと、それから、遺伝子組み換えにつきましても、全食品、さらに、その遺伝子組み換え飼料で作った畜産物を使

った加工食品、これもその表示を義務づけようというもの、それから、クローンについてもすべて表示を義務づけたいということだそうです。

これらの表示の義務づけが、旭市の生産農家、農水産課の立場で言いますと、生産農家にどのような影響をもたらすかということについてはなかなか予測のつかないところですが、考えられるデメリットとしては、栽培履歴、いわゆるトレーサビリティの保存が長期化し、生産作業と関係のない事務作業が増えるということが考えられます。また、事務が苦手だったりパソコンが使えない農業者にとっては、加工業者に販売するという選択肢がなくなるかもしれません。一方でメリットとしては、原産地の表示をすることによりまして、外国産の原材料を使った加工食品の売上げが落ちることが考えられ、結果として国内産の農畜産物の需要が増えるという可能性も考えられます。

ただ、農水産業と関係のない、仕入れ先が一定しない中小の加工業者、これにとっては、例えばパッキングですとか表示方法について工夫が必要となりますので、かなりの経費増になると思われます。

以上です。

委員長（滑川公英） どうもありがとうございました。

審査、いかがでしょうか。

（「休憩」の声あり）

委員長（滑川公英） では、休憩いたします。しばらくお待ちください。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時40分

委員長（滑川公英） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特にないようですので、陳情第4号の審査を終わります。

陳情の採決

委員長（滑川公英） 討論を省略して採決をいたします。

陳情第2号、最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 賛成者なし。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

陳情第4号、食料の自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正について国への意見書提出を求める陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(滑川公英) 全員賛成。

よって、陳情第4号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(滑川公英) ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。どうもありがとうございました。

執行部はどうもありがとうございました。

(執行部退席)

意見書案の説明

委員長(滑川公英) 続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

(意見書案配布)

委員長(滑川公英) それでは、陳情第4号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

事務局長(加瀬寿一) 陳情第4号の意見書案についてご説明いたします。座ったままで説明させていただきます。

ただいまお手元に配布いたしました、自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書案をご覧くださいと思います。

この意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書(案)

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産食品を求め、自給力向上を望んでいます。そのため、冷凍食品原料をはじめとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っています。

また、多くの消費者がその安全性などに不安を抱き、「遺伝子組み換え(GM)食品を食べたくない」と考えているにも関わらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けています。

さらに、食品安全委員会では、異常の多発原因について何の解明もしないまま「安全」と性急に評価し、体細胞クローン由来食品の商品化が間近に迫ってきました。受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通を始めていますが、多くの消費者は安全性などに不安を抱き、「クローン由来食品を食べたくない」と考えています。

いまこそ、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要です。消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないを自ら決めることのできる社会の実現をめざし、食品表示制度の抜本改正を求めます。

一、加工食品の原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。

一、遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。

一、クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月、千葉県旭市議会。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長あて。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（滑川公英）事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらよろしくお願いいたします。

日下委員。

委員（日下昭治）この案をそのままでもよろしいかと思えますけれども。

委員長（滑川公英）どうもありがとうございました。

（発言する人なし）

委員長（滑川公英）特にならぬでございますので、陳情第4号、自給力向上と、食の安全・安心の回復に向けて、食品表示制度の抜本改正を求める意見書は、原案のとおりにすることでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（滑川公英）ご異議がないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出いたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

閉会中の所管事務調査申出書の件

委員長（滑川公英）次に、1点ご協議をお願いしたいと思います。

案件については、当委員会の行政視察等についての手続きについてであります。

来年度、平成22年度からとなりますが、委員会の行政視察については、補助金から費用弁償で対応することに伴いまして、本会議において、委員会の閉会中の継続調査とする旨の議決をいただく必要がございます。

理由については、委員会の開催は、原則、議会の会期中に開催できるものとなっております。当然、視察は閉会中に開催することになりますので、委員会が閉会中に開催できる手続

きが必要となってくるものであります。また、委員会として所管事務に関する視察となれば、万が一災害が生じて、公務災害とすることが可能となってくるものであります。

このことから、皆様のご理解を得た後、議長に閉会中に開催できるよう申し出を行い、本会議で所要の手続きをお願いするものでございます。

それでは、お手元に配布いたしました申出書案をご覧いただきたいと思いますが、調査事項については、地方自治法第109条第4項で規定されております常任委員会の部門に属する事務に関する事項とされるもので、2枚目になりますが、委員会条例第2条の別表の所管事務となるものであります。

それでは、この申出書を議長に提出してよろしいかご確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(滑川公英) ご異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。

林議長、よろしく願いいたします。

委員長(滑川公英) それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会といたします。

長い間どうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時12分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 滑川公英